

平成25年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成25年9月17日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第53号 教育委員会委員の任命について
- 第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第5 議案第50号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第6 議案第51号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第7 議案第52号 平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第8 議案第54号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第9 議案第55号 町道路線の認定について
- 第10 認定第1号 平成24年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第2号 平成24年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第3号 平成24年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第4号 平成24年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第5号 平成24年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第6号 平成24年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

追加日程

行政報告

- 第17 報告第9号 平成24年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第18 報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第19 報告第11号 出納検査結果報告について
- 第16 一般質問

○出席議員（10名）

| | | | | | | | |
|----|----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 小林 | 一甫 | 君 | 2番 | 佐藤 | 静基 | 君 |
| 3番 | 西山 | 由美子 | 君 | 4番 | 安藤 | 義昭 | 君 |
| 5番 | 上原 | 豊茂 | 君 | 6番 | 橋本 | 憲治 | 君 |
| 7番 | 工藤 | 弘喜 | 君 | 8番 | 河端 | 芳惠 | 君 |
| 9番 | 山本 | 朝英 | 君 | 10番 | 余湖 | 龍三 | 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|----------------------------------|----|-----|---|
| 町長 | 菊池 | 一春 | 君 |
| 副町長 | 佐藤 | 明美 | 君 |
| 総務課長 | 森谷 | 清和 | 君 |
| 企画財政課長 | 伊田 | 彰 | 君 |
| 町民課長 | 佐藤 | 純一 | 君 |
| 福祉保健課長 | 八鍬 | 光邦 | 君 |
| 福祉保健課業務監 | 渡辺 | 克人 | 君 |
| 農林商工課長 | 村口 | 鉄哉 | 君 |
| 建設課長 | 佐藤 | 正好 | 君 |
| 上下水道課長 | 遠藤 | 琢磨 | 君 |
| 会計管理者 | 平塚 | 晴康 | 君 |
| 教育長 | 林 | 秀貴 | 君 |
| 管理課長 | 山内 | 啓伸 | 君 |
| 社会教育課長 | 上野 | 敏夫 | 君 |
| 社会教育課業務監 | 元谷 | 隆人 | 君 |
| 幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長 | 中山 | 信也 | 君 |
| 図書館長 | 三好 | 寿一郎 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 竹村 | 治実 | 君 |
| 教育委員長 | 飯田 | 洋司 | 君 |
| 監査委員 | 山田 | 稔 | 君 |
| 農業委員会長 | 谷本 | 茂樹 | 君 |
| 選挙管理委員長 | 仁木 | 範幸 | 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|----|----|---|
| 議会事務局長 | 森谷 | 勇 | 君 |
| 議会事務局係長 | 本庄 | 朋美 | 君 |

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。昨日は台風ということで、大変心配しましたがけれども、報告の中では、大きな災害もなかったということで、ほっとしているところでございます。詳しくは後ほど町長のほうから報告があると思います。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成25年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件、諮問が1件、認定が6件でございます。その他、報告が3件、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） ここで、議会運営委員長から、今定例会の議会運営について、報告願います。

○議会運営委員長（工藤弘喜君） それでは、ただいま、議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて、協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆様のお手元に配布されておりますとおり追加の行政報告及び補正予算であります。

議会運営委員会で協議をしました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加の報告及び議案の審議につきましては、まず、行政報告につきましては、日程第10、一括議題の平成24年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明の後、行うことといたします。また、平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）の審議につきましては、日程第7から9、各議題の質疑、討論、採決の後、行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員並びに説明委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） ご苦勞様でした。

◎日程の追加

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり今定例会に追加議件として、行政報告及び議案第56号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、行政報告及び議案第56号を日程に追加することに決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、余湖龍三君、1番、小林一甫君、2番、佐藤静基君、3番、西山由美子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの3日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（橋本憲治君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ全議員のご出席をいただき、改めて厚くお礼を申し上げるものでございます。

さて、ここ数カ月の間にさまざまなことがございました。特に、農業関係で申しますと春以来の天候不順によりまして、農作物やあるいは牧草などへの影響が著しく大変心配をしているところでございます。今後、共済の資金対応やあるいは利子補給などでJAきた

みらいと1市2町の中で協議させていただきながら、これらにも対応してまいりたいと考えているところでございます。

そういう春以来の天候異変の状況の中で、一昨日から降り続いた雨がおさまらなくて台風18号が本町にも到来するという状況でございました。大まかに経過報告だけさせていただきます。昨晚の午後5時4分に洪水警報が発表になりました。午後5時20分から私どもの総務課、建設課、関係職員が役場へ集合して町内のパトロールを5時30分から開始させていただきました。8時に再度また町内の巡視パトロールを2回行っているところでございます。特に、訓子府川の水位が著しく上昇いたしまして、訓子府川沿いの住民の方々3軒でございますけども、渡辺さん、小川さん、黒川さんに注意の呼びかけを職員のほうからさせていただいているところでございます。9時には、町内巡視パトロールの3回目を行ったところでございますけども、この頃から台風18号が温帯低気圧に変わったということでございますけども、同時間頃に、21時に北見市では、北見訓子府川の避難判断水位が上昇したということで、関連してこの時間帯頃に北見市では、災害対策本部を設置するという状況でございました。私どものほうでは、21時に訓子府川が氾濫の恐れがあるのではないかとということで、職員が訓子府川沿いで待機いたしまして、水位の上昇状況を確認するという作業を行っておりました。10時過ぎに訓子府川の水位が15cmほど下がってまいりましたので、またそれからもしばらく監視をして22時30分に防災担当の課長と課長補佐が残って、職員については帰宅、自宅待機ということでございました。23時36分に警報が解除されましたので、私どもの職員は深夜の約12時に待機を解いて、役場から自宅に帰るという状況でございました。

なお、関連で申しますと土地改良区のほうも用水路の監視等、一部、穂波でわずかですが越水があったということもございましたので、それらのことについても7時まで職員がいて、また、9時30分には、その付近等も含めて用水路の巡視をして回ったという状況でございますけども、結果として、うちの町については、大きな災害がなく、このような状況の中で終わったということでございますから、今後、JAきたみらいが中心となって農業被害がどの程度なのかということは、例年によりますと必ずまた行政と農協が一緒になって被害調査に歩くのではないかと思いますけれども、いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたように、この雨をもって農作業の遅れはもう著しくなっているところではないかなというふうに感じているところでございます。災害のことについては、以上のとおりでございますけども、それからまた、近々のことですけれども、訓子府新報等で報道になっておりますけども、9月9日から戸籍事務の電算化がスタートさせていただきました。およそ4,800数十万円の予算を投与して一昨年準備を進めてまいったところでございますけれども、当日は議長、副議長、それから、西山委員長にも出席をいただいて、稼働をスタートさせたという状況でございます。このことによって、戸籍謄本等の従来の戸籍謄本の発行等の時間の短縮はもちろんですけども、行政サービスの向上や、あるいは個人情報保護等が法によりまして150年間、戸籍等の保護をしなさいということになっておりますので、この電算化によって、これらがスムーズに移行していくところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べてご理解を賜りたいと思います。

まず、各会計の補正予算案についてでございます。

一般会計につきましては、1, 488万5千円の追加補正を提案させていただいているところでございます。

その主な内容は、総務費では、国の緊急雇用促進事業を活用して地域雇用対策として、つる切り、枝打ち、風倒木処理など町有林整備にかかる経費の追加。

民生費では、前期高齢者交付金、後期高齢者交付金などの確定に伴う、国民健康保険特別会計繰出金の減額、障害程度区分認定事業及び自立支援サービス事業については、平成24年度分の精算に伴う返還金の追加。

農林水産業費では、農産物の特別栽培や有機農業に取り組む農業者に支払われる環境保全型農業直接支払交付金の対象農業者確定に伴う地方負担分の追加とエゾ鹿捕獲単価引き上げに伴う有害鳥獣駆除協力補助金の追加。

土木費では、町営住宅の一部損壊などに対応するため、修繕費の追加。

消防費では、防災講演会の講師について、当初、道内の方を予定しておりましたが、中越大地震で災害対策の陣頭指揮を執られた元新潟県小千谷市長を招くことに伴う報償費の追加。

教育費では、訓子府中学校の特別支援学級の生徒が増えたことにより、教室内暖房機購入に伴う備品購入費の追加を提案させていただいております。

次に、特別会計及び事業会計についてですが、国民健康保険特別会計につきましては、退職被保険者高額療養費に不足が生じることに伴う追加、後期高齢者支援金拠出金、前期高齢者納付金、老人保健医療費拠出金並びに介護納付金がそれぞれ確定したことに伴う追加及び減額、療養給付費等負担金の確定に伴う国庫支出金返還金の追加、あわせて1, 151万5千円の追加補正。

水道事業会計につきましては、北海道横断自動車道建設工事に伴う水道配水管移設工事及び道道北見置戸線拡幅工事に伴う支障物件水道管移設工事の不施工による工事請負費等の減額、道道置戸訓子府北見線拡幅工事に伴う橋梁添架水道管移設設計費の追加補正などを提案させていただいております。

次に、人事案件についてでございます。

1件目は、教育委員会委員1名が本年9月30日をもって任期満了を迎えますことから、任命について、ご提案させていただいております。

2件目は、人権擁護委員の1名が12月31日をもって任期満了を迎え、退任されることとなり、新たな委員の推薦につきまして諮問するものでございます。

次に、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更、町道路線の認定についての議会議決。

認定案件として、一般会計、各特別会計及び水道事業会計の合計6会計の平成24年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後に、報告といたしまして平成24年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案6件、諮問1件、認定6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 議員、説明員の皆さんに申し上げます。事前に皆様にお知らせし

ておりますとおり今定例会もクールビズの実施ということで、ノーネクタイ、また議場での上着の着用は自由ということで進めておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◎議案第53号

○議長（橋本憲治君） それでは、日程第3、議案第53号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書16ページでございます。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第53号 教育委員会委員の任命について、人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書16ページをお開き願いたいと思います。

現在、教育委員であります但野由美子さんが、この9月30日をもって任期満了となります。議員の皆様におかれましては、ご存じのことと思いますが、但野由美子さんは、平成17年10月1日に教育委員に就任され、平成22年10月1日からは教育委員長職務代理者に就かれるなど、2期8年間にわたり教育委員としてご活躍されております。この9月30日で任期満了を迎えますが、但野由美子さんを引き続き教育委員として任命させていただき、ご提案申し上げるものでございます。

ここで、但野由美子さんの経歴を簡単にご紹介いたします。

但野由美子さんは、昭和28年のお生まれで、現在、満60歳、東町にお住まいでございます。昭和47年北海道北見北斗高等学校を卒業後、北見信用金庫で10年間勤務され、その後、昭和57年に有限会社訓子府運送社に入社、現在は同社とカンリ運送株式会社の役員をされております。また、社会的な活動では、訓子府高等学校のバレーボール部のコーチ、商工会婦人部役員、訓子府小学校80周年記念事業役員、小中学校PTA役員などを歴任されるなど、教育関係に造詣が深く、幅広い識見と人格、経験をお持ちの方であり、教育委員として適任者と考えておりますので、引き続き任命のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、平成25年10月1日から平成29年9月30日までの4年間でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準第99項の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎諮問第1号

○議長(橋本憲治君) 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(菊池一春君) 議案書20ページでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人事案件でありますので、私からご説明をさせていただきます。

既に議案書に名前が記載しておりますが、町内東幸町の山本寛身さんを人権擁護委員として、ご推薦申し上げたいと存じます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条の規定によりまして、議会の皆様のご意見をいただく訳でございますけれども、現在、本町には、2名の人権擁護委員が委嘱されております。そのうちの1人でありまして、岩城道尚さんが平成25年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、岩城道尚さんの後任として、山本寛身さんを人権擁護委員として推薦いたしたくご意見を願います。

山本さんにつきましては、議員の皆様には、よくご存じのことと存じますが、ここでは簡単に経歴をご紹介します。

山本寛身さんは、東幸町にお住まいで、昭和25年8月生まれの63歳であります。農業協同組合学校卒業後、昭和45年に農協職員として採用され、以来、平成22年までの40年間、訓子府町農業協同組合、合併後のJAきたみらいに勤められたほか、同年からはJAきたみらいの常務理事としてご活躍されました。また、訓子府町体育指導委員をはじめ、訓子府町社会教育委員などを歴任され、現在は北見地区スキー指導者連盟会長としてご活躍いただいている方でございます。人権擁護委員としましては、はじめてであります。その使命を自覚し、常に人格、識見の向上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の習得に努められ積極的な態度をもって、その職務を遂行していただけるものと思っております。

なお、任期につきましては、3年間でございます。

以上、山本寛身さんを推薦することにつきまして、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本案は、議会運営基準第99項の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、諮問第1号の採決を行います。

本案は、原案による者を適任と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案の者を適任と認めることに決定いたしました。

◎議案第50号、議案第51号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第5、議案第50号、日程第6、議案第51号は、関連する議案ですので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第50号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案書の1ページになります。

議案第50号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条にございますように歳入歳出それぞれ1,488万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,049万6千円とするものでございます。

その下の第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表になりますが、これについては、後でご覧をいただくことといたしまして、内容については、3ページ以降の事項別明細により説明をしていきたいと思っております。

まず、補正予算の説明ですが、先に4ページから後ろの歳出を中心に説明させていただきますので、その後、歳入の説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、4ページをお開き願いたいと思います。

4ページの歳出の説明になりますけども、上段の表になりますけども、2款、総務費、1項、4目、公有林管理費の事業区分の町有林整備事業では、既存の公共事業の対象とならない、つる切り、枝打ち、風倒木など、立ち枯れしている樹木の伐採等の整理を行うために、13節、委託料で294万5千円を追加するものです。

次に、下の表になりますが、3款、民生費、1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、前期高齢者交付金、後期高齢者支援

金、老人保健拠出金、介護納付金の確定に伴う財源補てん分が減になるということで、28節の繰出金としまして、国民健康保険特別会計繰出金67万9千円を減額するというものでございます。

事業区分のその下ですけれども、障害程度区分認定等事業につきましては、平成24年度分の精算に伴いまして、国に対する返還金が発生したということから、23節の償還金利子及び割引料といたしまして604万4千円のうちの1万8千円を追加するというものでございます。

その下の自立支援サービス事業、障がい者の自立支援給付費及び医療費負担金の平成24年度精算に伴う返還金でありまして、同じく23節の償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金としまして、先ほど言いました604万4千円のうち602万6千円を追加計上しているというものでございます。

次に、5ページの上の表になります。

6款の農林水産業費ですけれども、1項、3目、農業振興費の事業区分で申しますと環境保全型農業直接支払交付金事業ですけれども、この事業は特別栽培や有機農業に取り組む農業者に支払われる交付金でございます。国から直接支払われる10aあたり4千円と道と町で負担する地方負担と言いますけれども、これも同じく10aあたり4千円と、農業者には合計8千円交付される制度でございます。今回の補正では、事業申請が6月に確定したこともございまして、19節の負担金、補助及び交付金としまして、地方負担分509万8千円を追加するものでございます。

なお、これに対する対象面積等につきましては、まず対象が50名、127.45ha、相当あたり4千円で計算しますと509万8千円となるものでございます。

次に、5ページの真ん中の表になりますけれども、6款、2項、2目の林業振興費、事業区分でいきますと有害鳥獣駆除事業になります。エゾ鹿捕獲につきましては、現在1頭当たり8千円の単価としておりますけれども、この補助につきましては、捕獲してはじめて補助金の支払いになるということもございまして、ただの巡回時や当たらなかったとか余分に弾を撃ったとかということがございましたら補助の対象になりませんので、これは捕獲時の負担軽減を図るということで、補助時の単価を2千円引き上げたい。それで1万円としたいというものでございまして、100頭分を見込みまして、19節の負担金、補助及び交付金で20万円を追加するというものでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、8款の土木費、6項、1目の住宅管理費の事業区分でいきますと町営住宅維持管理事業では、幸栄団地の一部住宅で基礎モルタルが損壊したということによる修繕費、それと長期入居者の退去時修繕により、予算が不足することがございまして、11節の需用費の修繕料で50万円を追加するというものでございます。

次に、6ページの上の表になります。

9款、消防費の1項、3目、災害対策費ですけれども、事業区分でいきますと防災対策事業では、当初、防災講演会の講師を道内で考えておりましたが、今回、平成16年に中越大地震を経験された、先ほど町長の挨拶の中でもございましたけど、新潟県在住の元小千谷市長が講師に決まったということから、それに伴う交通費分が不足するために、8節の報償費で5万円を追加するというものでございます。

次に、6 ページの下の表になりますけれども、10 款の教育費、3 項、1 目の学校管理費の事業区分、学校施設維持管理事業では、これは中学校費になりますけれども、中学校特別支援学級の人数が増えたということもございまして、現在、不足する教室と言いますか、現在、相談室や教材室等を教室として利用しているということがございますけれども、暖房についてがしっかりされていないという部分がございます、これから厳冬期に向けて暖房能力をあげるために、この3 部屋に各1 台ずつストーブを設置する。18 節の備品購入費として、72 万7 千円を追加する。3 台のストーブとして追加するということでございます。

次に、3 ページに戻っていただきまして、まず、一番上の表の14 款、1 項、1 目、民生費道負担金11 万7 千円につきましては、障害者介護給付費等負担金の平成24 年度分補装具費の追加交付に伴うものでございまして、歳出の4 ページのところで説明いたしましたけれども、自立支援サービス事業に充てるというものでございます。

次に、中段の表になりますけれども、14 款、2 項、4 目の農林水産業費道補助金の環境保全型農業直接支払交付金では、歳出のところでこれも説明しましたけれども、地方負担分の4 千円のうち、道が負担する2 分の1の2 千円分が町に交付されるということになりますので、先ほど言いました確定面積127.45ha 掛ける2 千円ということで254 万9 千円を計上しているところでございます。

その下の7 目の商工費道補助金の緊急雇用創出推進事業補助金では、今回、国の緊急雇用促進事業に採択されたということがございまして、当初予算で計上している子ども・子育て事業等事務員配置事業に、ここには載っておりませんが119 万4 千円、それと幼稚園・保育園障害乳幼児専任補助員配置事業で356 万5 千円、それと学校臨時講師配置事業で466 万1 千円、そして、今回、先ほどこれも説明しました町有林整備事業に294 万5 千円の合計で1,236 万5 千円の補助金収入となるという計算でございます。

次に、一番下の表になりますけれども、17 款、1 項、1 目の財政調整基金繰入金14 万6 千円の減額につきましては、今回の補正の財源調整ということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

最後に、別に配付しております資料1、基金の表でございますけれども、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思っておりますけれども、今回の補正によりまして、基金の減額を行った後の一般会計の基金保有見込額は、一番右側の下から4 段目にありますように37 億1,200 万1 千円ということになってございます。

以上、平成25 年度訓子府町一般会計補正予算（第4 号）の内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第51 号 平成25 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 議案書の7 ページをお開きください。

議案第51 号 平成25 年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1 条にありますように1,151 万5 千円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ9億3,754万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、8ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、9ページの歳入から説明させていただきます。

第3款、第1項、第1目の療養給付費等交付金につきましては、まず、1節の現年度分療養給付費等交付金では、歳出の退職被保険者等高額療養費に増が見込まれますことから、200万円の追加。

2節の過年度分療養給付費等交付金につきましては、平成24年度交付金確定額通知によりまして、733万3千円を追加するものであります。

第4款、第1項、第1目の前期高齢者交付金につきましては、各保険者の前期高齢者の加入者数に応じて財源調整するための交付金であります。平成25年度分の交付金の確定通知により、7千円を減額するものであります。

次に、第8款、繰入金、第1項、第1目の財政調整基金繰入金につきましては、歳出に計上しております平成24年度分の超過交付分の返還金に充当するため、286万8千円を追加するものであります。

これによりまして、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表ですけれども、下から3段目の右端にありますとおり平成25年度末基金保有見込額は、2,170万5千円となる見込みであります。

次に、10ページの第2項、第1目の一般会計繰入金の4節、その他一般会計繰入金の67万9千円の減額につきましては、平成25年度の国保会計の財源補てん分として当初見込んでおりました繰入金のうち、各拠出金等の確定等に伴いまして、67万9千円を減額するものであります。

次に、11ページの歳出について、説明させていただきます。

第2款、保険給付費、第2項、高額療養費、第2目、19節の退職被保険者等高額療養費につきましては、4月支給分から8月支給分までの5カ月間の実績から推計しまして、予算に不足が見込まれますことから、200万円の追加するものであります。

次に、第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目の後期高齢者支援金拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の48万6千円の減額、それから、第4款、第1項、第1目の前期高齢者納付金の19節、負担金、補助及び交付金の4万8千円の追加につきましては、平成25年度分拠出金及び納付金の確定通知により、それぞれ減額及び追加するものであります。

次に、12ページの第5款、第1項、第1目の老人保健医療費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の1千円の減額、それから、第6款、第1項、第1目の介護納付金の19節、負担金、補助及び交付金の24万7千円の減額につきましても平成25年度分拠出金及び納付金の確定通知により、それぞれ減額するものであります。

次に、10款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金、23節の償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金につきましては、平成24年度の療養給付費等負担金の精算に伴い、国から超過交付されていた1,020万1,218円を返還するため、1,020万1千円を追加するものであります。

以上、平成25年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第50号、議案第51号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第52号、議案第54号、議案第55号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第7、議案第52号、日程第8、議案第54号、日程第9、議案第55号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第52号 平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案第52号 平成25年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。議案書の13ページでございます。

今回の補正につきましては、北海道横断自動車道建設工事に伴います水道配水管移設工事及び道道北見置戸線拡幅工事に伴います支障物件水道管移設工事の不施工によります保障費及び工事請負費の減額補正と道道置戸訓子府北見線拡幅工事に伴います橋梁添架水道管移設設計費の追加補正をするものでございます。

まず、第2条で、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するもので、(4) 主な建設改良事業において、北海道横断自動車道支障物件移設事業を既決予定額から53万5千円を減額し1,159万2千円とします。

次に、道道北見置戸線支障物件移設事業において、既決予定額1,471万1千円全額を減額するものであります。

次に、第3条で、収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、営業費用で77万3千円増額し、水道事業費の総額を1億5,286万7千円とするものであります。

次に、第4条で、予算第4条本文括弧書中の5,194万9千円を4,058万6千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入で負担金629万8千円を減額し、資本的収入の総額を2,258万9千円とするものです。

次に、支出で、建設改良費1,766万1千円を減額し、資本的支出の総額を6,317万5千円とするものです。

続きまして、14ページ、水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものですので、内容の説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の支出であります。1款、1項、1目、原水及び浄水費77万3千円の増額は、施設機械の修繕において、開盛水源地の取水ポンプオーバーホール、水位計更新及び大谷浄水場動力盤内部にあります情報伝達機器更新における当初予算の不足分を追加補正するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入であります。1款、2項、2目、負担金629万8千円の減額につきましては、北海道横断自動車道関連の水道送水管移設工事が自動車道工事の進捗状況によりまして一部事業実施が困難となったため補償金全額を、また、道道北

見置戸線拡幅工事の若富工区及び日出工区につきましても、道の予算付けから工事が施工できなくなったことによりまして、配水管移設・新設工事実施が困難となったため、補償費全額を減額補正するものでございます。

次に、支出であります。1款、1項、2目、施設改良費1、766万1千円の減額につきましては、まず、委託料としまして240万5千円の追加でございますが、道道置戸訓子府北見線拡幅工事に伴いまして、ケトナイ川にあります清実橋に添架しております水道管の移設が必要になるため、添架管移設設計業務費の追加を、また、工事請負費2、006万6千円の減額は、先ほど資金的収入で説明をさせていただきましたとおり、横断自動車道関連送水管移設工事及び道道北見置戸線拡幅工事関連の配水管工事の不施工に伴います工事請負代金を減額補正するものでございます。

次に、15ページは、資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

また、別紙で配付しております資料2、基金保有状況の表の裏側になりますけれども、資料2として、今回の補正予算にかかります投資的事業の内訳につきまして、事業ごとに記載しておりますので、これにつきましても後ほどご覧いただくこととし、説明を省略させていただきます。

以上、平成25年度訓子府町水道事業会計（第2号）補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第54号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 議案書17ページをお開き願います。

議案第54号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

北海道内のすべての市町村により組織する北海道後期高齢者医療広域連合の運営経費につきましては、国及び北海道の支出金、事業収入などのほか、関係市町村の負担金により運営されておりますが、この関係市町村の負担金のうち共通経費算定にあたりましては、均等割10%、高齢者人口割40%、人口割50%となっております。

この人口割の算定につきましては「前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による」と規定されておりましたが、住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、外国人の方も住民基本台帳に記載されることになり、外国人登録原票がなくなりましたことから、規約の変更をするものであります。

記以下について、説明させていただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

変更しますのは、別表第2の備考2中にあります「及び外国人登録原票」という規定を住民基本台帳法の一部改正に伴いまして削るものであります。

次に、附則であります。

附則の第1項で、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行するものであります。

附則の第2項では、改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例によるものと規定するものであります。

以上、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第55号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第55号の提案説明を申し上げます。議案書の18ページをご覧くださいと思います。

議案第55号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号198で、路線名は栄町南5条線であります。起点は訓子府町栄町121番地、終点は訓子府町栄町146番地で、重要な経過地は栄町でございます。

次ページに位置図がございますけれども、メゾン100北側から児童センターにかけ改良舗装を行っているものです。路線延長は151.63mとなっております。

以上、議案第55号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第52号、議案第54号、議案第55号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、午前10時35分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第10、認定第1号、日程第11、認定第2号、日程第12、認定第3号、日程第13、認定第4号、日程第14、認定第5号、日程第15、認定第6号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成24年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書21ページでございます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 認定第1号について、ご説明申し上げます。議案書の21ページをお開きください。

認定第1号 平成24年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成24年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付すものでございます。

平成24年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところですが、本年8月5日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成24年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付すものでございます。

ここで、一般会計の決算の概要をご説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧いただきたいと思っております。

この表は、会計別決算額の総括表でございますが、一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入42億3,175万8,721円、歳出38億8,251万2,690円、収支差引残額、いわゆる決算剰余金につきましては、3億4,924万6,031円となっております。

右側の備考欄に決算剰余金の処分内容を記載しておりますが、2億円を財政調整基金に決算積立をし、残り1億4,924万6,031円を翌年度に繰り越すこととしております。その中には、6月定例会で報告させていただきました国の経済対策を中心とした補正予算に関する繰越明許費にかかる財源として7,815万4千円が含まれてございます。

なお、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行及び財政運営は適正である旨のご意見をいただいているところでございます。

以上、平成24年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明させていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、認定第2号 平成24年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 認定第2号について、説明申し上げます。議案書の22ページをお開きください。

認定第2号 平成24年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成24年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成24年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところですが、本年8月5日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成24年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付して

おります「平成24年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入9億2,925万7,071円、歳出9億632万5,912円となっており、備考欄に記載のとおり、この収支差引残額2,293万1,159円のうち、2,293万1千円を財政調整基金に決算積立をし、残りの端数159円を翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が平成24年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、認定第3号 平成24年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 続きまして、認定第3号について、説明申し上げます。議案書の23ページをお開きください。

認定第3号 平成24年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成24年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成24年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところであります。本年8月5日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成24年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入7,151万2,952円、歳出7,095万7,952円となっており、備考欄に記載のとおり、この収支差引残額55万5千円につきましては、出納整理期間中に収納された平成24年度分の保険料でありますので、これを後期高齢者医療広域連合に納付するため、全額翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧いただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が平成24年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、認定第4号 平成24年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 続きまして、認定第4号について、説明申し上げます。議案書の24ページをお開きください。

認定第4号 平成24年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成24年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成24年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月5日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成24年度 訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額(B)欄、歳入4億5,581万4,408円、歳出4億4,699万3,544円となっており、備考欄に記載のとおり、この収支差引残額882万864円を全額翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が平成24年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 次に、認定第5号 平成24年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(遠藤琢磨君) 認定第5号 平成24年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をさせていただきます。議案書の25ページでございます。

平成24年度 訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成24年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月5日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成24年度 訓子府町各会計歳入歳出決算の審査意見」をいただきました。

このことを受けまして、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要を説明申し上げます。別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと存じます。

この表は、会計別決算額の総括表ではありますが、下水道事業特別会計では、決算額(B)欄にありますように、歳入1億7,630万8,911円、歳出、同額の1億7,630万8,911円で、収入支出差引額はゼロとなっておりますが、これにつきましては、一般会計からの繰入金で財源調整を行ったことによるものであります。

なお、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につ

きましては、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上が平成24年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）次に、認定第6号 平成24年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 認定第6号 平成24年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、説明をさせていただきます。議案書の26ページでございます。

平成24年度訓子府町水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、別冊の「平成24年度 訓子府町水道事業決算書」5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて平成24年度訓子府町水道事業会計決算を同法第30条第4項の規定に基づき、決算書のとおり認定に付するものであります。

平成24年度訓子府町水道事業会計決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところであります。本年8月5日付け文書をもって監査委員から「平成24年度 訓子府町水道事業会計決算の審査意見」をいただきました。

また、剰余金の処分につきましては「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これにより地方公営企業の経営の自由度を高める観点から「地方公営企業法」の資本制度に関する規定が一部改正され、条例または議決により利益の処分を行うこととなったものでございます。

このことを受けまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会の決算の認定と同時に剰余金処分の議決を受けるものであります。

それでは、平成24年度訓子府町水道事業会計の決算について、お手元のA4判、決算書で概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、営業収益と営業外収益をあわせた水道事業の収益でございますが、1億7,530万689円の決算でございます。

支出につきましては、営業費用と営業外費用をあわせた1億4,916万406円の決算となっております。このうちの消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。また、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

次の2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の状況でございます。まず、収入では、補助金と負担金をあわせた資本的収入につきましては、2,802万5,290円の決算でございます。

支出につきましては、建設改良費と企業債償還金をあわせた資本的支出でございますけれども、6,210万6,076円の決算でございます。

なお、収支差引で不足する3,408万786円につきましては、欄外が一番下、括弧書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金3,326万8,996円と当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額81万1,790円で補てんし

ております。

次の3ページでございます。

これは、1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益でございますが、平成24年度は1,427万626円でございます。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きますと534万2,237円となります。

また、この営業利益1,427万626円に3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額534万2,237円をあわせた額1,961万2,863円が経常利益であり、当年度の純利益となりますので、黒字決算ということになります。また、前年度の繰越欠損金がないため、平成24年度末における処分利益剰余金は、同額の1,961万2,863円となるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

平成24年度 訓子府町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、平成24年度の決算において利益が生じたことから、未処分利益剰余金を企業債の償還を目的とした減債積立金に全額の1,961万2,863円を積み立てるものでございます。

なお、別冊で配付しております「平成24年度 訓子府町水道事業会計決算の審査意見」につきましては、後ほどご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上が平成24年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、剰余金の処分及び決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長(橋本憲治君) 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎行政報告

○議長(橋本憲治君) 次に、日程に追加いたしました行政報告について、発言を許します。

町長。

○町長(菊池一春君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

まず、1点目は、北海道立北見病院の移転についてでございます。

第3回定例道議会におきまして、道立北見病院の移転改築にかかる設計費の補正予算案が提出されるという新聞報道があったところでございますが、その内容について、ご報告をさせていただきます。

道立北見病院につきましては、オホーツク第3次保健医療福祉圏において、循環器・呼吸器疾患の高度・専門医療分野において、センター的役割を担っており、特に、心臓血管外科手術を行う、オホーツク第3次保健医療福祉圏で唯一の医療機関として、北見赤十字病院等とのさらなる連携が求められているところでございます。

平成22年1月に策定された北網地域医療再生計画において、道立北見病院の課題として、循環器・呼吸器疾患における急性期の診療機能の強化があげられ、その具体的な施策

として、急性心筋梗塞等にかかる救急・急性期医療を担うための循環器・呼吸器診療機能の充実、強化整備として、道立北見病院を増築して救急車専用入口から救急処置室、救急手術室、ICU等を集約し、急性心筋梗塞等の心疾患に対し、24時間365日体制で冠動脈バイパス術等の外科的治療、術後の全身管理等を一括して実施可能な救急・急性期医療機能を整備することや、地域連携クリティカルパスの有効活用の前提となる患者情報の電子化・共有化を図るため、電子カルテシステムの整備、加えて高齢者等への胸部・腹部大動脈瘤治療機能の充実強化のため、胸部や腹部を切開することなく、大動脈瘤の治療を可能とするステントグラフト内挿術に対応するための手術機器を整備することとし、平成24年度末までに、これらの整備事業の基本構想を作成する方針でありましたが、道内の医療関係者でつくる「新たな病院事業改革プラン策定に関する検討委員会」から北見赤十字病院との役割分担と連携を一層強化し、一体的な医療提供体制の構築に向けた整備が必要との意見を受け、再検討することになっていたのでございます。

これにあわせて本年5月27日に北見保健所管内の北見市、置戸町、訓子府町、美幌町、津別町の1市4町の首長により、北海道知事に対して「道立北見病院の改築と医療機能充実強化に関する要望書」の提出を行い、北見赤十字病院との連携について、強く要望活動を行ったところでございます。

そして、本年7月9日には、北網地区の首町と同地域の病院長及び医師会長で構成する北網地域医療再生事業運営委員会が開催され、道立北見病院長及び道庁の道立病院室参事から、当初は北網地域医療再生計画に明記されていなかったオホーツク圏の高度専門医療機関である北見赤十字病院と一体的な医療提供体制を構築するという内容を計画に追加する旨の説明があり、全会一致で了承したものでございます。

道立北見病院は、昭和27年に結核療養所（結核250床）として設置し、北見地区の結核医療を担ってきましたが、昭和56年12月に現在の病院の改築整備（一般病床が70床、結核60床）を行い、平成元年には、一般病床130床に転用し、オホーツク圏内における腎臓、心臓、呼吸器疾患のセンター的役割を果たすため、医療機能の整備に努めてきたところでありますが、救急搬送患者を受け入れるための専用設備が整っておらず、胸部や腹部を切開することなく大動脈瘤の治療を可能とするステントグラフト等の先進医療にも対応できていない現状であります。

道立北見病院については、北網地域医療再生計画に基づき、救急部門の増築整備等を予定しておりましたが、築後32年目を迎え、施設の老朽化が進むとともに、結核病棟からの転用により、^{きょうがい}狭隘な状況であり、増築を行っても一時的、応急的な対応にとどまることから、効率的な病院運営や医療安全体制を確保するとともに、三次医療圏で唯一である心臓血管外科の医療機能を最大限に発揮することができるよう、救命救急センターである北見赤十字病院と一層の連携強化を図るためにも全面的な改築整備が必要として、北見赤十字病院に隣接して移転改築をすることになったものであります。

現在、北見赤十字病院は、老朽化に伴う改築工事が進められておりますが、道立北見病院は、北見赤十字病院の体育館と別館の跡地に移転され、南館と道立病院が空中廊下でつながることになります。北見赤十字病院との基本的な役割分担については、道立北見病院は、心臓血管外科をメインとし、循環器、呼吸器疾患の高度専門医療を担当し、北見赤十字病院は、地方センター病院、救急救命センターとして、高度専門医療、高次救急医療を

担当することとし、循環器内科等については、バッティングしないように進めるとのことです。

この2つの病院が隣接するメリットを生かし、医師の相互応援や合同症例検討会の開催、高度医療機器や情報システム、会議室といった施設整備の共同利用を行い、さらに、委託業務の共同発注など、効率的な運営が図られるよう検討を進めることとなります。

道立北見病院の現在の延床面積は、5,913㎡で130床、医師、看護師不足で実際の運用は、現在38床となっておりますが、移転改築後は、延床面積が5,400㎡で70床となる予定であります。職員体制につきましては、心臓血管外科の医師を現状の9人から10人に、看護師を現状の50人から67人に増やし、職員数の合計は83人から101人となる予定でございます。

これら移転改築の費用につきましては、建物が約25億円、機器等の整備費が約7億円の計32億円となっております。平成25年度から26年度にかけて基本・実施設計を行い、平成26年度から建設工事を進め、平成27年度中に完成、28年度の運用開始を目指す予定となっております。

以上、道立北見病院の移転についてのご報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、新生紀森林組合による木材処理加工施設建設については、6月7日の全員協議会で本町として支援内容等を説明させていただきましたとおり「平成25年度林業木材産業構造改革事業」での採択を受けて、9月2日には、製材関係の機械設備における導入契約が交わされ、建物においては、9月5日の入札を経て、先般、地鎮祭が行われましたので、改めて、事業の概要について、ご報告させていただきます。

ご存じのように建設位置につきましては、現工場の南側の置戸町字川南36の4に建設され、供用開始は、来年3月上旬の予定であります。施設の整備内容につきましては、木造平屋建ての製材工場、チップ及びバイオガヤードの建設をはじめ、製材関係機械設備、既存建物機械等解体撤去費用となっており、総事業費は、3億3,946万5千円とされます。

また、財源内訳につきましては、国庫補助金1億5,665万円、公庫資金借入金6千万円、自己資金が2,281万5千円のほか、置戸町と本町の負担金として、1億円とされておりますが、両町の首長を交えて協議した結果、最終的に組合員数割、山林所有面積割、財政割（平成24年度地方交付税林野水産業費の基準財政需要額）の3項目が両町負担における算出根拠となっており、その内訳としましては、置戸町が7,230万円、約72.3%、本町が2,770万円、27.7%としております。

なお、本町の負担金2,770万円につきましては、新生紀森林組合施設整備補助金としまして、6月定例議会において林業振興費で予算計上させていただいたところでございます。

この木材処理加工施設完成後は、町内材の流通による森林の活性化に大きな効果をもたらすものと期待されておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告について、若干の時間、質疑することを許します。

質疑は、1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。1番の道立病院の移転についてでありますけれども、この間の新聞に出ていまして、実は、あまり詳しく内容は承知していなかったんですけども、今の説明で、おおよその設計、それから、開院の期間というのがよくわかりました。この事業、日赤の事業の場合も私の町の負担があったんですけど、今回のこの移転については、町の負担というのは、発生することになるのでしょうか。その点ちょっと伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） およそ32億円の予算を講じて、道立病院でございますので、これは北海道が負担するということで、今回の9月の第3回定例道議会で高橋知事から提案されるものというふうに理解していますので、本町の負担はありません。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、以上をもって、行政報告を終了いたします。

ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時13分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第10、認定第1号から日程第15、認定第6号までの一括議題の質疑及び日程第17、報告第9号、日程第18、報告第10号、日程第19、報告第11号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第10、認定第1号から日程第15、認定第6号までの一括議題の質疑及び日程第17、報告第9号、日程第18、報告第10号、日程第19、報告第11号を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

○議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に認定第1号の質疑を許します。議案書21ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。議案書22ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会運営基準第112項第3号に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条に基づく^{けんさつ}検閲検査ができることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、3番、西山由美子君、4番、安藤義昭君、7番、工藤弘喜君、8番、河端芳恵君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を、決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、午前11時35分まで、暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時35分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に、決算審査特別委員会を開き、正副委員長及び審査期間が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長(森谷 勇君) それでは、ご報告申し上げます。

決算審査特別委員会につきましては、委員長に安藤義昭委員、副委員長に河端芳恵委員と決定いたしました。

また、審査期間につきましては、平成25年11月5日の火曜日から11月11日の月曜日までの土日を除く5日間と決定いたしました。

以上のとおり報告させていただきます。

◎報告第9号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第17、報告第9号 平成24年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書27ページでございます。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(伊田 彰君) 報告第9号について、ご報告申し上げます。

報告第9号 平成24年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成24年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月1日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月5日付けで適正に作成されている旨の意見をいただきましたので、その意見を付し、報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてでございますが、①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので、赤字比率としては出てまいりません。従いましてハイフン表示としております。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生しておりません。赤字比率としては出てまいりませんので、この比率についてもハイフン表示としてございます。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る11.6%で、昨年度の13.4%から1.8ポイント改善されております。

実質公債費比率につきましては、実質公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定をしてございます。過去3カ年平均の比率となります。今回の改善の要因としましては、地方債償還額などの実質公債費が23年度と比べ約5,300万円減少したこと、また、単年度の比率で見ますと、22年度が12.7%、23年度が12.4%で24年度は9.8%と大幅に改善されたことがあげられます。

次に、④の将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額とそれらに充当可能な財源が約11億6千万円上回ったことにより、将来負担比率が出てきませんので、ハイフン表示としてございます。

次に、2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところで説明したとおり①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補っている関係上、資金不足は発生しておりません。②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は出てきませんので、それぞれハイフン表示としております。

次に、3の「監査委員の平成24年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見」についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次ページ以降に審査意見の写しを付けておりますが、これについては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、報告第9号 平成24年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎報告第10号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第18、報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書33ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） 議案書の33ページをお開き願います。

報告第10号

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成25年 9月17日提出
訓子府町議会議長 橋本憲治

次のページ、34ページをお開き願います。

平成25年8月5日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

訓子府町監査委員 山田 稔
訓子府町監査委員 小林 一甫

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成24年度に係る次の財政的援助団体の監査結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査実施団体名 公民館開館30周年記念事業実行委員会
- (1) 監査実施年月日 平成25年8月1日
- (2) 財政援助の種目等 公民館開館30周年記念事業実行委員会交付金
交 付 金 1,170,513円
- (3) 監 査 の 結 果
交付金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第11号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第19、報告第11号 出納検査結果報告を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、議案書の35ページをお開き願います。

報告第11号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成25年 9月17日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成25年7月10日

訓子府町監査委員 山田 稔
訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、36ページ、37ページ、38ページにつきましては、説明を省略させて

いただきまして、39ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年8月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成25年8月9日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、40ページ、41ページ、42ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配付させていただきました9月分の例月出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。43ページでございます。

出納検査結果報告書

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成25年9月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 橋本憲治様

平成25年9月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページの44ページ、45ページ、46ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

ここで昼食のため、休憩をいたしたいと思います。

午後1時から一般質問に入りますので、ご参集願います。

ご苦勞様でございました。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第16、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

10番、余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目としまして、旧駅舎駐車場出入口変更による安全対策について、お伺いいたします。

現在、工事が行われている旧駅舎前の駐車場の出入り口が、事前に説明のあった場所と違うところに造られていると思いますが、その経過ならびに今後の安全対策についてお伺いします。

1、出入口の変更がどのような経過のもとに行われているのかお尋ねします。

2、現在工事中の出入口に変更することにより、今後の道路ならびに駐車場の使用にあたっての安全対策はどのように考えているのかお尋ねします。

お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、旧駅舎駐車場出入口変更による安全対策について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「出入口の変更経過」についてであります。議員ご指摘のとおり当初に提示した資料においては、現在の入口付近をそのまま出入口とするものでありましたが、その後、昨年7月20日に開催した関係課長、係長で構成する第5回くる・ネップ周辺環境整備推進会議の中で、駐車場出入口が北2条線交差点と接近しており、交通安全上、問題があるとの指摘があり、翌8月に最終案として交差点付近での交通安全に最大限配慮した現在の場所に変更することを決定したものであります。

当初計画からこの決定までの間に行った各団体代表者との意見交換などにおいては、駐車場出入口にかかわる安全対策についてのご意見等は特にありませんでしたが、より安全な施設整備とするため、町長として最終判断をさせていただいたものであります。

このことは、昨年8月24日の全員協議会でも報告しているところであります。なお、この変更後の配置については、平成24年9月号広報に折り込みした「くる・ネップ周辺環境整備マスタープランの概要」にも反映し、町内全戸にお知らせをしたところでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の「完成後の駐車場出入口の安全対策」についてであります。道路と駐車場に視界をさえぎるフェンス等がなく、見通しが良いことと、道路側では公安委員会において速度規制をかけることになっておりますので、駐車場にかかわる安全対策は、特に問題ないものと判断しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） まず、1つ目としまして、これは反省しなければいけないのかもしれませんが、反省は素直にしたいと思えます。これは、ここに書いてある、今、町長がお答えになったように、昨年8月24日の全員協議会でも報告している。また、マスタープランの中にも、あそこが出入口になっているということですが、それは私は全然知り

ませんでした。これは知らないでこの間、工事を見て、それを感じたものですから、事前にそういうところで本来でしたら言うべきことだったのかもしれませんが、気が付かなかったということで、大変それはお詫びしますが、とりあえず変更につきまして、質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、2問目のところの完成後の駐車場出入口の安全対策についてということでお答えいただきましたのは、道路と駐車場に視界をさえぎるフェンス等がなく、見通しが良いことと道路側では公安委員会において速度規制をかけることになっていきますので、駐車場にかかわる安全対策は、特に問題ないものと判断しておりますというお答えでありましたが、確かにフェンスもなく、視界をさえぎるものがないというのは、今の段階では事実のことではないかと思えます。ただ、あの出入口につきましては、まず、第一に順番から言いますと知らなかったのが、困っているのですが、それが一番自分で困っているのですが、知らなかったことを抜きにしまして、元の出入口、交差点付近の出入口の段階におきましては、そのことについては、いろいろな場面で危険じゃないかというようなお話をしてきました、ただそれは春の議会の中で全体をとおした中で、そのことに対して決定しましたので、問題はないというか、それ以上の問いかけはできませんけれども、ただ駐車場の出入口がこういうふうに変ったということに関しましては今の段階で知った訳ですが、これを知った以上は、このままでは、非常に危険を伴う出入口ではないかということで質問をしたいと思っていますので、もう一度お考えをいただきたいと思っています。

議会運営委員会の許しを得まして、ここにいる説明員は、皆さんそれは知っていたということで理解しますが、それも知らない方がいるんじゃないかと思って、こんな図をつくってきたんですけども、とりあえず見てください。

(図面を掲示)

確かにここに新しい大きい駐車場ができて、このように道路ができます。今度の出入口はここですね。ここを漠然と考えますと、この道路のカーブの最先端なんです。確かにこの見通しは本当に良いと思えます。何も来なければ。ただこれからはここでバスが旋回します。バスがどう入ってくるのかちょっと私も分かりません。1つ確認させていただきます。きっとバスは、こちら側から来ますから、こう入ってこちら側を回ってここから出るというかたちでよろしいですか。

○議長(橋本憲治君) 建設課長。

○建設課長(佐藤正好君) そのとおりでございます。

○議長(橋本憲治君) 余湖龍三君。

○10番(余湖龍三君) ありがとうございます。まず、バスだけのことを考えましても、バスがここに入ってきた時というのは、非常に障害物としては大きいものになっています。それがここに入って行く時、ここから出る時に関しましても、ここからまだ昔の出入口のここでしたら、まだそんなに影響はないんですけども、やはりこのトップになりますと非常に危険があるはずなんです。ということは、車が走らなければ問題ないんですけども、実際の場合、こちら側からも車は走る。こちら側からも車は走ってきます。このロータリーに入るバスだけが通る訳じゃないので、そういう意味でいきますとこの駐車場、この出入口にバスが入る時、出る時に非常にきっとここからの車にとってはブラインドになるんじゃないかなと。バスが入る時に非常にこの車が入るのは問題ないんですけども、これが出る

ことになる時には、非常に危険を伴うんじゃないかというのが、私は危険じゃないかということの一因なのです。それとこれは昼間だけの話ではなくて、しいて言いますと夜、非常にとまる車もここには多いです。今までの現在の駐車場につきましても夜とまる車が多いんですけども、夜間になりますともっとここを通る車というのは、やはりこれは交通規制をすと言いましても非常に夜になりますと結構飛ばしやすい車です。信号がある訳でもないですし、一旦停止はきつと付くんだと思いますけども、信号がある訳ではない、結構楽な気持ちで走ってしまうところだと思いますので、ここから出る車とこの通行する車との中では、非常に、ここも危険なのですが、ここ以上にこの位置というのは、危険な場所ではないかと思うんですけども、そのことについて、再度お願いします。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、駐車場の出入口の場所が以前の場所よりも今回移した現状の場所のほうが危険でないかというようなご質問ですけれども、余湖議員には余湖議員の考え方があるのかと思うんですけども、少なくとも交差点の近くには出入口があるほうが一般的には、そのほうが危険だというふうな理解をしております。公安委員会の中でもお話をさせていただく機会もあったんですけども、近くから安全上遠くへ交差点から離れたところに移設すること自体は何ら問題ない。逆に安全性確保の意味では問題ないんでないかというような私のほうでは理解していますので、いろいろな見解はあるのでしょうけれども、私どもとしては、現状のほうがより安全であるというふうに理解していますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ちょっと今理解できなかったのですが、どこと相談したというお話でしたか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 公安委員会と当然道路の協議を行っておりまして、1回目が平成20年9月にまず公安委員会との協議を行ってございます。2回目が私が異動してからですから24年11月に公安委員会の担当者も3人目になっていきますけれども、そこで協議をさせていただいているということでもあります。それ以外でも個別に会った時になんかにもいろいろなお話をさせていただいているところであります。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 今、公安委員会というお話が出ると天下の紋所というような感じで、公安委員会が言ったのだから、もうこれはすべてOKなのかなという感じを私はもっていました。それで今回の変更につきましても公安委員会との協議があったというようなお話もちらっと聞きましたので、私自身も公安委員会は、どうしてそんな、ここよりこのほうが危険じゃないかなと私自身の気持ちが、課長言いましたように、私自身の気持ちとしては、そういう気持ちがありましたので、公安委員会は、何をどういうふうに考えているのかということ、私も公安委員会に行ってきました。それで訓子府町のこういう協議というのは、どういうふうになっているのかということをお伺いをしましたところ、今、担当されている公安委員会の方は、1人は担当課長補佐の警部の方でした。もう1人の方は、この人は公安委員会直接じゃないんでしょうけど交通課長補佐という方で、この方に聞きますと一般的には我々は公安委員会としては、別にきちんとしたかたち

で相談は受けていないんだよという返答をされてしまったのです。公安委員会に行きますと。訓子府町は、この道路をつくるにあたり考えている間、それと最近も出入口の変更についてもきちんとしたかたちで相談しているのではないですかというお話をしたんですけれども、そのことについては、本当に私はとりあえず公安委員会としては、きちんとしたかたちでは受けていません。そういう返事がきたものですから、これはどういう話なのかなということでお伺いしたのですが、今、課長のお話では、平成20年と24年にそういう会議、会議なのでしょうか、立ち話なのでしょうか、書類を持って行ってきちんとしたかたちでお話をしているのでしょうか。その時に一緒にいらした交通関係のその方の名前は分かりませんが、その方は南8線との一旦停止とかについては相談されましたが、現時点では今答えられない。こういう道路というのは、出来てみてどれほどに危険性があるのかを確かめた中で、出来た中でそれは決めるとか、協議するとかということになるので、つくる前からそういう協議というのは、あまりしていないんですけどねというお話だったんですけども、こういう20年、24年に持たれた会議というのは、別に書類を通すとか、そういうお話の中じゃなくて、行って口頭で相談した程度のものだったのですか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 公安委員会内部のことについては、ちょっと私のほうでお答えする訳にはいかないのですけれども、少なくともこの公安委員会との協議につきましては、予定されている図面ですとか、そういったものを持って臨んでおります。例えば、いろいろな今までの協議の中では、東1丁目線ですか、そちらの話なんかいろいろ検討した経過がございますから、その際にも基本的には、交差点を近い距離の中で増やすことについてはだめだとかという話もその中でされています。今回、立ち話だという話ありますが、あくまでも正式な書類を持ってやっている協議でございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 言った言わないとか、私が勝手に聞いてきただけの話ですからあれですけど、ただ公式には公安委員会には書類は一切残っていないという私は返事をいただいていますので、これはどういうことかということで、それは後は何も言えません私は。ただ私はそういう意味で、書類的なものがあれば見せてほしいというようなことをお願いしたんですが、それは見せれないではなくて、そういう記録がないので、見せることはできない。そういうはっきりとした返事をいただきましたので、そこら辺の対応はどうなのか。

それともう1つ、先ほど言いましたが、公安委員会というのは、基本的にこういう駅、今、駅で広場になっている場所の道路をつくるとか、交通規制については、やはり一般道路とは違うので、我々の意向よりも、そちらのほうでつくる関係で、それを一方通行にしようが、行き止まりにしようが、相互交通にしようが、それはやはりそちらで考えることなので、我々はその段階では物はあまり申せないんだと。ただ、出来上がった時点では、実際にここが危ないんじゃないとか、ここは大丈夫ではないとか、そういう評価はするんだということも言っていましたので、そういうものなのかなというふうに、公安委員会というのは、どこまでが指導的役割で、どこまでが許可するような団体なのか、ちょっと私としても迷ったところなんですけど、町としては、そういう意味では、きちんとお話をしているということでお話は聞きました。

それで、またこれに戻るんですけども、私はどう考えても、また個人的意見になりますが、どう考えても交差点の本当にトップですよ。トップでどうしたって、これはきっとここが危険だと思ったら、ここしかないんですよ。出入口をつくるためには、この間しかないんですから。きっとですから苦肉の策でここになったんじゃないのかなと私は思います。これも私の意見ですけど、そんなことで、公式な質問としましては、できましたら、この駐車場について、この場所とこの場所は出入り可能な場所だと思うんですよ。もちろんこれは、よその土地ですけども。これ安全上考えましたら、やはり無理してでも、この場所か、この場所を町としては交渉して、ここから入ってもいいですから、出るのはこちら側からというような方法が最善じゃないかと思うんですけども、このようなことはお考えになりませんか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 今のご質問に答える前に、先ほどお話ありました書類がないというような話がありました。公安委員会のほうも平成20年以降、3人目の係長になっていますので、突然行って探せなかった部分もあるのかと思いますけれども、いずれにしても書類は、やり取りはちゃんとしてきているということで、ご理解いただきたい。

それと具体的な協議がないような、お話にもありましたけれども、実際には、止まれの標識ですとか、横断歩道の関係ですとか、いろいろな公安委員会で設置すべき標識関係の協議だとか、そういったものもこの中で予算を付ける付けないの関係で当然出てきますので、しっかりとした協議だということで、ご理解をまずいただきたいと思います。

それと駐車場の出口専用というようなかたちで西側のほうの土地を求めてでも、そこを出口にしたらいいのではないかなというようなお話でございます。現状、相手方のいる話でございますし、今時点で私ども先ほど町長の回答からもありましたように、速度規制がかかっていることと視通^{とつう}関係が非常に良いということで、現状特に問題ないというふうな判断をしていますので、現時点では、西側出口のことについては、考えてございませぬので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 道路につきましては、規制よりもマナーというお話が、前回か前々回にもそういうお話がございましたが、マナーを守っていれば世の中は安全いっぱいなのですが、やはりこういう条件の良い、はっきり言って条件の良い道路ができてしまうと本当に予測しない事故があるんじゃないか。予測しないどころか、私は予測をできる場所じゃないかというふうに感じているので、こういうお願いをするんですけども、あの駐車場を使うにあたりまして、入るに関しては、知らない方も駅に行って、あそこに駐車場があるよと言うと駅前から入っていくんですけども、出る時はどこから出てもそんな変わらないですよ距離的にはね。それをやるのが一番の安全対策じゃないかということで、それを強くお願いしたいという気持ちを持っておりますので、ここで堂々巡りになる、そちらは安全だと言う、こちらは安全じゃないと言う。そういうようなことになってくると思いますが、そう言われますとじゃあ結果は何かあったらわかるだろうみたいなことになってしまうと一番まずいので、やはり本当の安全対策を考えるのでしたら、やはりこの道路は私もいろいろな方、私の関係なので、これまた話がとおるとおらないありますが、いろいろな方にこの道路を見てもらっても、今工事をやっている最中でいろいろ

な方がまた感想を言いますけども、やはりこれだけの道路ができて、このど真ん中から本当に出入りしてしまうということは、こっちは何ぼでも見えますけども、ここからくる車には、もちろん左右をよく確認すれば見えますけども、こういう出る時というのは、なかなかしないものであると。事故が起きる時というのは、そういうものであるというのは、今までの交通事故系の原因を調べてみても、そういうのが大変多いです。そういう危険を事前にあると思うのでしたら事前につむべきでないか。簡単な話、本当に出口を別につくればいいだけの話だと思うので、そのことは、これを買うとか買わないとかというよりも、ここの地主さんに理解を得て通してもらおう。今は普通に通っているのですから、通してもらえる方法をとるとか、それがだめで、売ってやるから買ってでも使えと言うなら買ってくれるとか、やはりそういうような方法を考えてもらいたいと思っております。これは堂々巡りになりますので、よければ最後に町長このことについて、どうお思いか一言お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私もこの図面を見て、実際、何度か副町長と一緒に様子を見に行ったりしているんですけども、日曜日に余湖議員の質問が出てまいりましたので、まず1つは、8月の段階でのこの図ですね間違いないと。それから、もう1つは、実際に今ご指摘の出入口が一体どうなのかということも含めて、1時間近くあの辺をぶらぶらして現場監督に説明を聞いて、そして、ご質問に答えようという思いであそこに立ちました。私自身は逆に北2条線のところの出入口、すなわち富士旅館のところでしょうか、そこを出入口とするよりは、はるかに安全だというふうにとらえてきました。比較的出入口のスペースも確保しておりますし、駐車場が大変大きいゆったりとした、今の駐車場よりは、はるかにゆったりとした大きな状況ですから、そして、待合所の2番ホームというのでしょうか、2番ホームがまだ少し残っておりますが、あれがなくなった段階では、非常に見晴らしの良い、安全にかなり配慮する意味でのこの出入口というのは、私は適切ではないのかと思いました。これは住民の皆さんのいろいろな意見を聞いたり、もちろん余湖議員からもいろいろなご意見を聞いて、最終的に職員の内部検討会議の中で議論をして、やはりこのほうがいいのではないのかということの結果を踏まえて、広報活動や、また、全員協議会でも説明させていただいている。そしてまた、公安委員会でも公が、少なくともうちの町は顛末ぐらい残してるとしよ。これは公的機関のやり取りの中で、向こうはわかりませんが、私どものほうは、きちんとした誰が行って、どういう話をして、どういったかたちで助言を受けたのかという顛末も含めて残しておりますので、ただ立ち話だなんていう程度ではあってはならないと思っておりますので、全体的にとらえるとこの駐車場の出入口は、むしろ北2条線付近の出入口よりも私は適切な出入口ではないかと判断して、最終的に決断をしたという状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 町長も交差点の付近よりは、ここのほうが良い出入口になるのではないかと。そういう安全性の中で感じているということなので、私としましては、きっと危ない出入口になるだろうということを最後に一言添えまして、できましたら裏のほうに出口をつくってほしいという気持ちも込めまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

2つ目としまして、温泉保養センターの利用拡大への今後の取り組みについて、お伺いいたします。

温泉保養センターは、近年、利用者数の減少が続き、町からの負担も年々増加しているところですが、今後の対策の柱となるべき利用者数の拡大に向けての取り組みについてお伺いいたします。

まず1つ目としまして、訓子府町にとって、現在の保養センターの位置付けを町としては、どのようにお考えかお尋ねします。

2つ目としまして、直近の10年間の利用者数の推移と町からの負担の額をお尋ねいたします。

3つ目としまして、現在まで実施してきた利用拡大に対する方策ならびにその効果はどのようになっているかお尋ねします。

4つ目としまして、今後どのような取り組みをお考えなのか、また、具体的な取り組みがあるのかお尋ねいたします。

お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「温泉保養センターの利用拡大への今後の取り組み」について、4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「現在の保養センターの位置付けをどのように考えているのか」ということであります。

温泉保養センターは、平成3年1月15日に開館し、すでに22年が経過し、約120万人という多くの方が利用されているところでございます。開館当初は、町内に1軒しかなかった公衆浴場の廃業と温泉開発が同時期のこともあり、公衆浴場確保の意味合いも含めて、町民の「潤いと安らぎの場」として建設されたのが始まりであります。

今では、ほとんどの住宅に内風呂があり、公衆浴場としてだけではなくて「訓子府温泉保養センター設置条例」の目的にありますように、温泉質の効用を生かした神経痛、筋肉痛、関節痛、疲労回復など高齢者の方々の健康づくりなど、福祉の増進を目的とした施設としての位置付けになっているところでございます。

次に、2点目の「直近10年間の利用者数と町からの負担額」についての質問であります。

年間の利用者数の推移であります。平成15年度5万2,716人、16年度4万7,461人、17年度は、全面改修が行われたこともありまして、6万8,577人と一時的に増えましたが、18年度以降は毎年減少し、24年度は4万2,587人と減少の一途をたどっているところでございます。

また、収支を差し引いた負担額であります。15年度371万円、16年度531万円、17年度178万円、18年度330万円、19年度224万円、20年度488万円、21年度374万円、22年度608万円、23年度802万円、24年度747万円となっており、その主なものとして、暖房用の燃料費、電気料、上下水道料、管理業務委託料が占めております。

次に、3点目の「現在までの利用拡大の方策とその効果はどのようになっているのか」

についての質問であります。

利用拡大の方策としましては、町の広報誌や訓子府新報、伝書鳩などのチラシの折り込みや広告の掲載、そして、平成21年度からスタンプカードの活用や温泉・パークゴルフ場のセット券販売など、利用拡大策に取り組んでいるところでございます。

なお、その効果であります、温泉・パークゴルフのセット券販売につきましては、昨年度が150人と年々増えてきている状況にありますが、まだ少人数の利用となっております。

また、町の広報誌や新聞などの広告やチラシは、直接数字に表れないものと思われ、利用客の動向についても、車社会であることから、ガソリンの価格に左右されやすく平成20年度や本年度のようにガソリン価格が上昇すると利用客が減る状況となっております。

次に、4点目の「今後どのような対策を考えているのか。また具体的な取り組みがあるのか」についての質問であります。

まず、利用拡大の対策についてであります、現在の利用状況を申し上げますと半数以上が町外の方の利用であり、燃料代をかけて利用される方への利用拡大は、非常に厳しいものがありますので、町民を対象とした利用拡大を進めてまいりたいと考えております。

また、具体的な取り組みについてですが、過去に指定管理者制度や従業員の賃金などいろいろ検討・協議を重ねてきたところですが、今ある泉質と効用を利用しながら町民の健康維持や福祉の増進の施設として継続して運営を行っていくため、さらなる維持管理費の節減、利用者の利便性の向上、暖房用ボイラー設置に省エネルギーを活用するなど慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ありがとうございます。ご丁寧に細かい数字まで、大変よくわかりました。

1つお聞きします。今、教えていただいた数字の中で、平成21年度から平成22年度にかけて、平成21年につきましては、利用者数は4万7千人、平成22年度は4万5千人、2千人減っている訳ですなのですが、ただ、21年度から22年度の町の負担額というのですか、これが21年度が370万円、それが22年度には600万円と大幅な二百数十万円のアップになるのですが、このことの原因については、どういうふうに調べたというか、判断されたのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 平成21年、それから平成22年度の負担額であります。374万円から608万円の金額であります。これについては、10万円とかいどうがありますので、その主な点について説明させていただきます。例えば燃料費について、何十万円かアップです、それから電気料もアップでございます。それを合計しますと数十万円というかたちになります。あとはここに出ていますとおり人数、単純に二千何百人ですか、よって金額が下がっておりますので、そういう部分で金額に差が出てくるということでもあります。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そうですね私もこの辺から莫大な金額の増加はどういうことなのかと思って資料的に考えてみたのですが、経費は120万円増えて収入が115万円減っているんで、あわせて230万円の中で、そういうことになったのかなということですけども、人の数だけでいきますと2千人減るといのは大きな話なのですが、やはり全体的に考えますと先ほど町長のお答えの中にもありましたように、よそから来るお客様、訓子府のお風呂の場合は、半分が大体北見から来る人ということで理解していますので、よそから来る方というのは、これからもだんだん燃料費の関係とかもあれば、やはり不安定な要素の1つではないかというふうに考えます。

そこで、これからの最大のこれを生かすためには、このお風呂の有効利用ということで考えますと、やはり地元の間人ですね。訓子府の人にはいかに入ってもらえるようになるのかということではないかと思ます。もちろん訓子府の方は、お風呂たくさん皆、自分の家にもありますけれども、やはり先ほどの答えの中にもありましたように健康増進ですとか、レジャーの一端とかというようにことでお風呂には来る人がたくさんいますので、そういう面では、そういうような方策をとっていってもらいたいのではないかと思ますけど、ただその割には、今まで何をしてきたのかという問いに對しまして、きたお答えが、伝書鳩とかチラシを出している。具体的な方法としては、温泉パークゴルフのセット券だということでありまして、ちょっと長い間だんだん下がってきている割には、策がなかったのかというふうな感じを持っているんですけども、とりあえず温泉パークゴルフの券につきましても、どういふふうにお考えかちょっとお聞きしたいのですが、昨年度が150人と増えてきたと。150人の温泉に入った方が、新たに増えた訳ではないと思ますけども、新たに増えたとして、その入浴料が4、5万円としまして、費用対効果でいきますと費用というのは、一体年間どれぐらいのチラシ代というのですか、伝書鳩に出すためには、どのぐらいの費用がかかっていらっしゃるのですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 温泉パークゴルフのセット券の広告の関係ですけども年間3回、4月、7月、9月の3回行っております。大体1回2万1千円弱でございますので、3回で6万3千円。先ほど人数どのぐらいなんだということで、単純に200人と計算しまして、セット券通常は390円で100円減の290円でパークゴルフと温泉の分の金額を分けておりますので、想定で200人で計算しますと、それに290円を掛けて5万8千円ということで、費用対効果から言いますと若干広告料のほうが多い。数字的には低い数字ではありますが、大体いいところではないかというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 今の返答は、民間レベルでいくともう全然だめですよね。ただ入浴料と広告代が一緒だった。では利益はどこにあるんだという話で、利益がいらぬ温泉でしょうけども、普通でいくとこんな費用対効果の悪い取り組みは、やってもいいんですけども、もっといいことを考えてくれないと人が増える訳ないんじゃないかなと民間レベルでいうとそういうふうな考え方になりますので、やはりもう少し良いことを考えていただきたいというのが1つありますけれども、それで今後どのような対策を考えているのか。具体的な取り組みがあるのかということについての具体的なものは出てはこなかつ

たような気がするのですが、今回の喫煙所、野菜即売所、アイスクリームの自動販売機、こういうものは、どのようなお考えのもとでお付けになったのですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） まず、先ほどの説明で、単純に人数で話すとそういうことになりますが、実際に利用するとすれば、パークゴルフだけではない。宣伝効果というのは、そういうものではないかと思うのですが、単純に人が増えたからどうのこうのではなくて、これをより多く温泉を利用していただいて良い温泉だということを理解していただければ、リピーターが来るということが前提のPRなり、広告ではないかというふうにまず1つ先ほどの部分で考えております。

あと具体的な部分で、アイスなり、それから野菜即売所なり、設置した目的であります。基本的な考え方として、今、利用している人たちをいかに減らさないようにするかというのを考えております。それで現在利用されている方への十分な配慮を持ったかたちの設置ということで考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 行政的考えでいけば、それは大変な広告効果があるということと考えているということなので、それはそれなりにお聞きしました。

それと今言いましたように、今、アイスですとか、喫煙所、野菜即売所については、今の利用者を減らさないためにやったんだと。それも1つでありますよね。ですから、それだったらプラス惹きつけれるものを足してでも、もう少し頑張ってもらったらいんじゃないのかというようなことを考えますけれども、その中で喫煙所のことなんですけども、私はこの間、所管事務の関係であそこを見せていただきまして、野菜即売所と喫煙所を見せていただきました。それで、そのうちズバリ感じたことをお伺いしますけれども、町長もたばこは吸いませんよね。それでたばこの吸う喫煙者のための喫煙所というのは、今、世の中ではどこに行っても肩身の狭い思いをしていますけれども、やはり保養センターですとか、いろいろな施設に必要な場所であるのは確かなんですよね。やはりそれはどこでも区切るなり、何なりでもしてでも、やはり付いていますので、ましてや訓子府の場合は、これで理解は間違いないと思うんですけども、確かこれをつくるにあたっては、1つの要因としては、町長室に行ったある町民の方が、たばこ税もたくさん入っていることだし、たばこを吸う人にもやはり何かというような話の中から、やはりお風呂の中でも、いい喫煙のできる場所を気兼ねなくできる場所をつくろうというのが、話の発端だったのかと考えてはいたのですが、それも違うのかなと思いますが、そういう意味から考えますと今回付けられました喫煙所というのは、まったく用をなさないもののような気がします。私にとっては、たばこを吸う私のような人にとっては、今の今回設置しました喫煙所については、漠然と考えますと、お風呂入ったら、もう早く外へ出て帰ってくださいと言われていくような気がしちゃうんですよね。なぜかと言いますと私もよそのお風呂に行っても、お風呂あがりにはたばこを一服吸いたい。それで一服ついてゆっくりしたい。それからあんまりでも乗ろうか。ジュースでも飲もうか。そういうたばこ飲みというのは、そういうところがあるんじゃないかと思うんですけども、今回設置されました喫煙所につきましては、靴をはいて外へ出て行って、その施設に入ってたばこを吸って、私とその立場でしたら、きっと冬なんかでしたらもっとそうでしょうけども、外に出たついでに家に帰ってたばこ

を吸った方がいいかなと思っちゃうぐらい、やはりあれだけの距離を外に出て歩いてあそこでたばこを吸って、またその施設に帰るかといいますと、なかなかそれは難しいんじゃないかと思います。そのことについては、今きっと設置についての意見を述べてくれるんだと思いますけども、やはりあの施設というのは、中からスリッパ履きで、ぼっと行けて、そこでたばこを吸って、それでまた簡単に中に戻れるというような条件というのが、やはり喫煙所としては、必要じゃないかなと思うんですけども、そういう面で行きますと訓子府のお風呂というのは、向かい側に抜けるためのドアが1つありますよね。今使っていないドアが、ですから、野菜売り場は、あそこでは困るんですけども、喫煙所に関しては、あそこにもう1つ小さいのを建ててもらうぐらいの気持ちがあると本当に今使っている利用者は、たばこを吸う利用者が減らないで大変好評なところになるんじゃないかというような感想を持っているんですけども、そのことについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 喫煙所の外と、それからスペースの関係でありますけれども、元々の喫煙所の移動については、アンケート調査によって、ロビーの近くにありません喫煙所からたばこの煙が漏れるというような苦情がありましたので、今年の2月のアンケート調査でなかったかなと思います。そこから協議をさせていただいて、最終的には、6月の補正で喫煙所の設置になったのではないかというふうに経過的なことではないかというふうに思っておりますし、たばこの税の関係で、夜間町長室に来られたので設置をするという話ではまずはないというふうには思っておりますので、原因的には、苦情があって喫煙所を移動したいということで協議をさせていただいて、いろいろ建物の中で検討させてもらいましたが、スペース的にないということで外のほうに移動したということでもあります。その中では、元々本来この施設が果たして喫煙所としていいのかということも協議させていただいて、たばこを吸う方も先ほど議員ご指摘のとおり利用されていますので、何とか利用できる方法として、やむを得ず外になったということでもあります。単純に増築したり、それから中で仕切ったりということもできないことはないと思いますが、金額的な部分、それからスペース的な部分を考慮しますと今の時点では難しいというふうに判断してございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 理由はよくわかりました。そのあれを設置するにあたってのそういう流れというのは、普通の人にはわかりませんので、行った方が「訓子府のお風呂はたばこを吸えないのかい」という話になってしまいますし、こんな外にたばこの吸うところがあっても帰らなければいけないというのも現状ですし、ですからお金のこともわかりませんが、お金がどれだけかかるのかということは別にしまして、やはりもう少したばこを吸う方に利便性のある施設にしてもらわなければ、やはり風呂の利用は、また落ちます。それではやぶさかだと思しますので、ぜひ、喫煙所に関しては、もう一度、たばこを吸う方とよく協議をして本当にお風呂に必要な喫煙設備というのをよく考えていただきたいと思しますので、よろしく願います。これ以上は言ってもしょうがないので、そういうことではないかと思います。

それから、また今後の取り組みという話で行きますと、ここで思い切った取り組みをしていただかないと本当に風呂というのは、黙っていてもお客様は減るばかりじゃないかと

本当に思います。特に、訓子府のお風呂というのは、北見から来る方が半分を占めていますので、現実、先ほど言いましたけれども訓子府の町民の方にはいかに入ってもらうのか。せっかくアイスの自販機を置いたんですから、アイスを食べってくれる子どもをいかに呼び込むのか。それぐらいのことは最低考えてやらないと宝の持ち腐れという話にもなります。そういう意味で考えますと、やはり何らかの方策というものをとっていただきたい。強いて言えば、やっぱり子どもの入場を増やすためには、今のお風呂は何がだめなのか。熱過ぎるんですよ。熱いお風呂がメインなものですから、子どもは、あのお風呂では、ゆっくり入っていません。たまに来たとしても入るんじゃないくて、もう出るほうが多いです。しかもあのぬるい方を、せっかくぬるいお風呂と両方つくったんですけども、ぬるいほうというのは狭いですよね。ですからあの中では、また子どもたちというのは自由に遊びができない。熱いお風呂というのは、訓子府のお風呂の特徴でありまして、北見から来る方のお話を聞きますと「あの熱いのが良いんだよな」と確かに言うんですよ。私も熱いのが好きなので、訓子府のお風呂は熱いからいいですよ。ところが、やはり大きいお風呂のほうが熱くて、熱いのが好きな方がいますけれども何人か、しかも常連さんですので、やはりわかっている方はわかっていると思いますけども、常連さんは強いんですよ。パークゴルフと一緒になんですけども、常連さんはやはりあそこへ行って誰かが入って熱い時にちょっと熱いからうめようと思うとにらまれるんですよ。うめちゃだめ、ここは熱いから良いんだ。そっちのぬるいほうへ入れればいいじゃないか。ぬるいほうに行くとか狭くてね。だからあずましくないんですよ。人数がいる割には。そういうようなことも改革の1つではないかと思います。あれをお風呂の大小をぬるい熱いに変えるのにどのぐらいの経費がかかるのかは別としましてもやはりそれぐらいのことはやらない限り、子どもたちが増えるということは、やはり今のお風呂では考えられないのではないかと思いますので、そこら辺は、どうお考えでしょうか。

さらに、もっと特徴を出すためには、年中無休にしてはどうですか。訓子府のお風呂を。そういうようなこともやはり考えていますので、そういうことについては、どういうふうにお考えなのかお尋ねします。

また、今やっぴらっしゃるようなことの中で、今、私が言いました子どもの熱いほうぬるいほうの交換とか、それから年中無休というようなことについては、担当者としていかがお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 何点かのお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、子どもの利用の関係ですけれども、子どもの利用については、議員ご指摘のとおり平成2年からはじまりまして大体、平成2年は開設の年ですので、1年間の人数はわかりませんが、平成3年は、子どもは5,440人、現在24年度については、1,022人ということで激減しております。これについては、議員ご指摘のとおり浴槽の温度ということでもあります。

2点目の温度の関係ですけれども、温度の調整は基本的にできないシステムになっています。それを変えるためには、莫大な費用がかかるということですので、この2点については、現在利用されている方がほとんどが熱いということを理解されて利用されていると

ということで、これに変えることによって、逆に多くの方が多分減るんじゃないかということで考えております。

あと年中無休という話でありますけれども、赤字の施設、町の負担が多い、開設数を多くすれば多くするほど利用客が果たして増えるのか。時間帯にここ何カ月か利用客の動向を調べさせていただきますと、やはり夜の時間がかかなりお客が少ないということです、どちらかといえば、開設数を増やせば負担のほうもどんどん増えてくるということを考えておりますので、年中無休というのは、基本的には考えておりませんし、あともう1点は、既に22年ほど経過している中で、大規模改修、一部増築等含めてやっておりますが、詳細の部分の点検等をやっておりますので、今後10月7日から4日間ほど休館をとっております。その中で今後も含めた修繕対策なり、それから施設の省エネルギー化なり、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 質問にお答えいただいているんだと思うんですけども、あまりにも後ろ向きな答えばかりで大変質問のしがないんですけども、もう1つお聞きしたいんですけども、委託料の関係で運営するためには、委託者ですね、お客さんと実際に顔をあわせながら運営していく、今、ある会社をお願いしておりますけども、委託料の関係でいきますと日頃から予算を組むたびに、安いんだ安いんだ最低賃金で働いていただいているんだというようなことを聞いてはいるんですけども、実際にお風呂というのは4人ぐらいの中でまわっているんじゃないかと思っておりますけども、最低賃金とか、そういう時間帯の賃金というのは、確保されるような予算組みなのではないでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 勤務時間については、こちらのほうで把握しておりますし、最低賃金を下回らないようなかたちで数字計算をさせていただいております。それと過去のこともあります、最低賃金が上がった場合については、途中で契約金額の変更をさせていただいているところです。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 一言だけ。最低賃金っておいくらで計算されているんですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 平成24年で現在は719円ですし、それから25年度は既に734円ということで決まっておりますので、現在、今、契約されているのは、24年の計算でやっておりますので、10月の中旬以降については、現在再計算をしているところです。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 時間がないので、ちょっとはしります。

今、4人の方が働いているのは知っていますよね。それで時間、日数割、時間割で719円を確保していらっしゃるというふうに計算しているという意味ですね。それで間違いないですか。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 間違いないです。開設している時間で、開館している時

間で途中で休暇の時間がございますので、その中で調整しているということです。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） この話を続けても、ちょっと計算式なので、私は委託料と開館日数と人数割、時間割をやってみますと全然そんなふうにならなかったのですが、それはまた計算上の話なので、ただ、そういう意味でいきますと、最低賃金が上がれば、またそういうふうに予算組みの中でも対応しているということで了解しました。

やはり、先ほどのお風呂の温度の話ですけれども、その流れを変えるのにどれほどのお金がかかるのかちょっと分からないのですが、先ほどもお話の中でありましたように、そういう大部分の、大部分でないですね。一部の、私にとっては一部だと思っているのですが、一部の熱いお風呂が大好きな方のために、そういうものを残す場面は、そういうお金のことを抜きにしますと小さいお風呂のほうにそれをかけてでも大きいお風呂に町民の方が来てもらえる。子どもたちが来てもらえるような、子どもが来れば親も来るんですから、子ども1人は親も付いてくるというようなことも考えますと、やはり人員を増やすためには、そういうような方法も1つの方策じゃないかと思っておりますので、ぜひ考えていただいて、また年中無休の話につきましても効果がきつとあるんじゃないかと思っております。そういうことも考えて今後やはり今の考えだけでは全然足りないと思っておりますので、もう少し方策というものはしっかり考えていただきたいと思っております。そうでなければ公共的な立場のお風呂ですので、そういう意味では、ある程度のお金がかかることはしょうがないという部分はたくさんあると思っておりますけれども、やはりそれなりの努力とアイデアと努力というのは必要なことだと思いますので、ぜひともそれについては、今後も頑張って変えていただいて、ちょんちょんでいいんだと言わないで、こっだけ使ったんでこれだけの人数が実質増えたんだというような中で、やはり計画を立ててやっていただきたいと思っております。

それとちょっとしつこくなりますけれども、喫煙所のことにつきましては、今、課長の言った担当者の言うこともわかりましたけれども、実際に喫煙者の考えをもう少し考えた中での考え直しをお願いしたいと思っておりますので、お金のかからない方法で、できる場合があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

時間ですので、私はこれで質問を終わりにします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 説明させていただきますと開設時間というのは、12時から22時ですけど、準備時間ということで、8時から10時30分までやっているということです。その前の部分がありますので、理解していただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） すいません。ちょっと分からなかったもので、もう一度お願ひします。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） すいません。準備の時間として、8時から12時までお風呂掃除とかありますので、その部分を計算すると100%で計算するとずっといると金額が足りないという計算です。ですので足りるという計算はあり得ないです。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 準備の時間も働いている時間ですよ。ですから、そういうふうな計算は当然する。その時間も全部入れた中で8時間計算すると思います。

それと最後に1つだけ、言い忘れましたので、開設時間の話が今出ましたので、思い出しちゃったんですけども、やはり夜の時間は、1時間ぐらい早めても訓子府の場合いいんじゃないかなと。そういう意味での方策もあるんじゃないかと思しますので、ぜひ、利用の細かい内容を時間的なものを調べまして、そういう細かい対応で良い方法を考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

返答はいらないので、これで終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 10番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで、午後2時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時11分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、私の今回の質問は、大きく3つあるのですが、すべて通告書に従いまして質問をしていきたいと思っております。

まず、1つ目ですが、介護保険法改定による本町への影響について、お伺いいたします。

政府は、来年の介護保険法改定で、介護保険給付対象者から「要支援」と認定された人の切り離し、そして、特養入所基準を要介護3より重い人に限定するなどの方針を固めました。この改定の内容では、高齢者の方々やそしてその家族、また自治体にも大きな影響を与えることとなります。

よって、次の点について、町長の見解を伺います。

1つ目ですが、今回の介護保険法改定について、どのような見解を持っておられるのかお伺いをいたします。

2つ目です。この方針どおりに実施された場合、本町での影響をどのように予測されているのかお伺いをいたします。

3つ目ですが、この件についての対応をどのように考えているのか。

この3点について、まずお伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「介護保険法の改定による本町への影響について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「今回の介護保険法の改定についてどのような見解をもっているか」とのお尋ねであります。介護保険制度は、平成12年4月に創設され、今年度で13年目を迎えておりますが、全国的には創設時に184万人であったサービス受給者は、平成24年度には452万人となり、この12年間で約2.5倍に増加しているところでございます。さらに、団塊の世代が75歳以上になる平成37年度には、663万人になると推計されており、それに伴い保険給付の総費用額も同じく3兆6千億円から8兆9千億円と

なり、平成37年度には21兆円に膨らむと推計されているところでございます。

また、65歳以上の方に納付していただく保険料につきましては、全国平均で創設時に月額約2,900円であったものが、平成24年度では約5千円となっており、平成37年度には、8,200円程度になると試算されていることから「負担は限界を超えつつある」との指摘もあり、現在、社会保障と税の一体改革の中で、消費税率の引き上げを前提に、制度の見直しが行われているところであります。

見直しの概要につきましては、社会保障と税の一体改革の中で設置された、社会保障制度改革国民会議からの最終報告がなされており、その内容は1点目に、介護度合が軽い「要支援者」を給付対象から外し、市町村事業に移行すること。2点目に、特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定すること。3点目に、高所得者の自己負担を2割に引き上げること。4点目に、低所得者の保険料負担を軽くすることなど、少子高齢化の進展に伴い、急速に増大する介護費用を抑えることを目的とした内容となっており、国は、詳細を社会保障審議会で詰めた上で、来年の通常国会に改正案の提出を目指すとしております。

今回の制度見直しに対する見解につきましては、介護保険は、介護の必要度の低い段階から社会全体で高齢者を支え、進行を防ぎ、自立を促すことを狙いとしており、さらには、高齢者を抱える家族の負担を和らげる効果もあるところですが、介護度合いの軽い方が介護サービスを受けられなければ進行が早まり、かえって医療費や介護費用が増えることも考えられます。今回の見直しについては、制度を大きく転換させる内容となっていることから、利用者に影響を及ぼさないように、徹底した議論を尽くす必要があると考えているところであります。

次に、2点目の「この方針どおりに実施された場合、本町での影響をどのように予測されているか」とのお尋ねであります。1点目でもお答えさせていただきましたが、介護保険法の具体的な改正内容につきましては、まだ国から示されておりませんが、現在話し合われている内容で申し上げますと、例えば、懸念されるもののひとつに介護度合の軽い要支援1と2の方を対象としたサービスである「介護予防サービス」を介護保険の給付対象から外し、市町村事業に移行させる方向で検討が進められております。新聞報道等によりますと、移行後も国は市町村の財源負担を増やさないとのことですが、その具体的な中身がはっきりと見えてきておりません。

本町の昨年度の「介護予防サービス」利用状況につきましては、要支援1と2の認定者62人の方が、訪問介護や訪問看護、通所介護等のサービスを利用しており、その事業費は約1,470万円となっておりますが、その財源構成は国が25%、道と町がそれぞれ12.5%、65歳以上の第1号被保険者が21%、40歳から64歳までの第2号被保険者が29%となっており、この事業費に対する財源負担が変わるようなことになれば、影響が出ることも考えられるところであります。

また、その他にも特別養護老人ホームの入所基準を要介護3以上の中重度者とし、比較的軽度の要介護1と2の高齢者の新規入所を制限することも検討されております。

本町の特別養護老人ホーム「静寿園」の入所にあたっては、現状で要介護度4と5の方が中心となっていることから、大きな影響はないものと考えられますが、在宅で入所を待機されている方や、介護するご家族等に対する在宅支援の体制整備が大変重要なことと認識しており、在宅でのサービスメニューを充実していくことがとても大切なことであると

考えております。

3点目の「この件についての対応をどのように考えているか」とのお尋ねですが、介護保険法の改正内容につきましては、昨年から国において行われていました社会保障と税の一体改革の中で設置された社会保障制度改革国民会議の最終報告書を踏まえ、現在、社会保障審議会や厚生労働省で細部が検討されているところですが、今回予定されている法改正につきましては、第6期介護保険計画に大きく影響することになりますので、国の動向を注視しながら、改正案の詳細が明らかになりましたら、その内容を精査し、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、何点か再質問したいのですが、まず1つ、この1番目のほうで質問したこととかかわるのですが、今回のこの改定に対してどう向き合っていくのかということが、やはり非常に大事になるのではないのか。そういうことは、今回の改定をどうとらえるかということでもあります。その中で、第一答でお答えいただいている訳でありますけれども、まず、その中で、この介護保険と直接的、具体的なこととは関係していませんが、まず、第一にちょっと気になったのは、消費税率の引き上げを前提に制度の見直しが行われているところであるというふうに書かれています。書かれているというか、答弁がありました。これはやはりとんでもないことではないのかということでもあります。消費税の引き上げそのものが、社会保障と税の一体改革ということで、社会保障のいわゆる充実のために消費税率を上げるんだというのが大前提ではなかったでしょうか。社会保障制度そのもの、特にこの介護保険も含めて、消費税率を上げることが、社会保障の改悪につながっていくような、こういうことというのは、やはり前提としては、やはりおかしいという、そういう認識にひとつは立たないといけないということがあると思いません。

それともう1点、ちょっとまとめて質問するようなかたちになりますけれども、今回の改定というものが、どのように多くの町民の方やあるいはもっと言えば道民、国民に影響を与えるのか。さらにもっと言えば高齢者の方々や、その家族の方々にどういうふうな、この制度に対する信頼を失うようなことになっていかないかという、そういう点に心がいかないかということなんです。非常にそこが気になる場所です。これは8月27日付だったか、北海道新聞の社説にもあって、なるほどな、これは私の考えも、本当にそうだなと思ったのですが、今回のこの介護保険の改定そのものは、いわゆる、その社説にあったのですが、安心を揺るがす改革ではないかということ。やはりそういう認識に立たないと、この介護保険制度に対する国民の信頼、あるいはもっと言えば町民の信頼がこれから我々が生きていく人たちにとっての信頼が失われていくことになりはしないかというところにやはり思いをはせていただきたい。そこから、どう対応するのかの問題も含めて具体的なことが出てくるのではないかというふうと考えております。例えば、この2000年からはじまった介護保険というのは、介護の社会化ということを理念にしながら介護度の低い段階から社会全体で高齢者を支えて、あるいは障がい者の方を支えて自立を促すというのが筋じゃなかったのではないのでしょうか。

それともう1つ、本町に限って言うても、本町としても平成23年と24年に実施しましたよね。日常生活圏域高齢者ニーズ調査というものをやっています。その中で出ている町民の方々の思いというのは、1つは、介護保険料の問題でいけば、訓子府もいろいろ努力して前回の介護保険料の改定も含めて据え置いてきている訳でありますけれども、でもやっぱり大変だという方も多くいます。でもそういう中であつても皆でこの介護保険制度というのは、皆で支える制度だから、これぐらいの負担はやむを得ないと思うんだと。あるいは、負担ではあるが、何とかやりくりしてやっていきたい。そういう人たちが4割近くずつ本町においても占めています。そして、現在の負担は苦しくてやりくりが難しいけれども払っていききたいという方が8%あまりの方がそういうふうにご回答されております。そしてもう1つ、これからの本町の町民の方々の声として、今後介護が必要となった時、あなたはどのような希望がありますかという質問の中では、介護保険のサービスを利用しながら、自宅で生活をしたいという声が一番多かったんじゃないでしょうか。この声は約4割の方が、こういう声をあげています。そういう介護保険を信頼して介護保険を頼りながら、こういう理念に基づいて自分たちの老後も含めている中であつて、このような介護保険、今回の改定の問題に対する認識というのは、やはりきちんと町民の目線、あるいは障がい者の方々、あるいは高齢者の方々の立つ位置で見なければいけないのではないかと、いうふうに私は思っているのですが、この点について、町長の考えを再度伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、介護保険の原則的なご質問をいただきました。今年は、老人福祉法ができて、ちょうど50年であります。半世紀を迎えたこの老人福祉法、当初は高齢者は豊富な知識と経験を有する敬愛されるものなどと位置付け、国に高齢者福祉増進の責務を明確にしたのが、この老人福祉法の考え方です。さらに2000年に議員が言われましたように介護保険法が本町にとっては我が国にとっては扶助から選択の時代ということで、すべての者が1割の10%の負担を通じて老後の介護は安心して生活ができるという社会的な仕組みづくりをつくらうというのが、この介護保険制度の狙いでした。私たち自身も、それから13年さまざまなかたちで調査を行い、そして、高齢者のご意見等もお聞きしながら、現在の当初は全国的な月額平均でいきますと2,900円というお話をさせていただきましたが、うちの町としては、2,800円だったでしょうか、それが今の現段階では3,700円という状況で、全国平均で言う5千円というものをかなり抑えながら、この介護保険の料金を設定している状況でございます。ただ、前にもお話しましたように、特養が50床の私どもの町は50床の特別養護老人ホームであります。自宅待機者数というのは、非常に不明確な部分もございすけれども、いずれ入りたい待っている。その時が来たら入りたいということも含めた数で言いますと50人ほどの待機者がおられて、緊急を要する方というのは、およそ10名の方でございます。ご理解をいただきながら、今年、実施設計を行い、来年度は、福祉会と協議した上で、今、10床の個室化と2床の待ちベッドといたしまししょうか、それをつくるということで今進めているところでございます。そうすると介護保険料は、3,700円から、おそらく4千円を超える状況になっていくのではないのか。その点で言うと介護保険は、国が50%、そして、北海道と町が25%、そして、残りの第1号保険と第2号保険者で半分を負担す

るという保険制度の仕組みでございますけれども、今、冒頭で答弁申し上げましたように総費用額も3兆6千億円から8兆9千億円になってきている。さらに団塊の世代がこれから25年後に介護が必要な時代になってくると21兆円まで膨らむという状況の中で、国は税と社会保障の一体改革を唱えているというのが状況でございます。このこと自体は、私自身は是非の問題というよりも私自身は自治体の長としては、何としましても冒頭申し上げましたように、老人福祉法や介護保険法の当初の考え方というのは、遵守していただきたい。そして、国が福祉社会に向けて責任を持った介護保険制度をさらに強固なものにしていただきたいというのが私どもの考え方でございます。これはまた後から例えば国民健康保険税の問題でも、これは同じようなかたちで出てまいりますけれども、どうも考えてみますと例えば要支援1・2の問題にしても、市町村に負担を強いていくというのが、何か見え見えのような感じがして、これで本当に公平で平等な高齢社会の生活を国民に保障できるのかどうかというのは、非常に疑問を持っているというのが私自身の考え方でありまして、おそらく中身的には、まだいろいろなかたちでご質問があると思いますので、基本的なスタンスとしては、工藤議員がおっしゃるとおりだというふうに私は理解しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この社会保障の改革会議と言いますか、今回、介護保険ばかりではないのですが、ここだけに時間をとる訳にはいかないんですが、一言だけやはり言っておきたいのは、国がもちろんこれをやろうとしているというのがありますが、この改革会議等々に大きく力を、圧力というか、そのような声をあげているのは、経団連、財界なんですよ。そういった声を受けながら、消費税を上げる、そして、社会保障の一体改革と言いながら社会保障の一連の改悪を進めていく。いわゆる企業にとって、社会保険料も含めた、そういうお金を何とか掛けたくないという思いからと思うんでありますけれども、そういった声に押された中で進められているということも現にあります。やはりそういうところにもちゃんとしっかり見て議論していかなければ、徹底した議論を尽くす必要があるとはいえ、徹底した議論の前提をしっかりとらえていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の2点目にかかわるところでありますけれども、このとおりにもし実行された場合の影響なんです、答弁の中でも、第一答目の中でもいろいろお答えいただいている訳でありますけれども、1つは、自治体として軽度者の、いわゆる要支援1・2の方々のサービス、今、介護保険としてのサービスは、12ぐらいのサービスがありますよね。要支援の方々に向けて、そして、地域密着型で言えば3つほど、これはやれるかやれないか、その地域の実情にもよって、いろいろあると思うのですが、そういうサービスがあるんですが、これを先ほども、この財政的な部分もちょっと出ていますけれども、本当にこの今、国が進めているのは、人間、いわゆるマンパワー的な部分でいけば、NPOだとかボランティアにそれを委ねたらどうだという議論をしていますよね。お示しをしていますよね、自治体に対して。財政的には自治体が持ちなさいと。果たしてそれで、その12の介護保険法で言われている例えばショートステイなり、デイサービスなり、そういったサービスがやれることになりませうか訓子府として。その辺の見解はいかがなんでしょうか。現実の問題として、これは今の流れでいくと2015年から、来年、再来年から実施した

いということに、ほぼ固まっています。そういうことで、どのような検討をされているのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まだ、冒頭申し上げましたように中身的には、ちょっと明確になっていないという部分でありますから、事務的な検討はまだ具体的にはしていない。例えば、現在、12種類の保険給付が法律で定められておりまして、その中に例えば訪問介護、看護サービス、リハビリ、通所介護、それから福祉用具の貸与などといったようなことがおかれている。それを地域の支援事業では、市町村の判断でサービスを減らすようなこともできることも含めて、今、ボランティアやいろいろなことが出てきています。しかし、私はこういった要支援、要介護等々のことをすべて自治体に任せていいのかどうか。それから、財政規模や人口規模等によって福祉のサービスがその地域に住んでいることで格差があつていいのかどうかという点では、これはやはり国が責任をきちんと持って進めるべきだというのは、基本的な考え方です。これは声をあげていかなければなりませんけれども、現実的にここ数年の間に介護保険法が改正されて、そうなった時に財政的な負担は市町村にかけないと国は言っていますけれども、私はちょっと今のところは何とも言えません。しかし、もし、そういうことで後退させるようなことがあつても、現状のサービスの状況を自治体として後退させる訳にはいかないというのが、基本的な考え方だと私はそういうふうに思っています。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 本町の実態からいきますと、これは数字的には、今の現実、平成25年の現時点との違いというのは若干あるかもしれませんが、私が所管事務の中で調べたというか、皆さん方から教えていただいたことも含めての数字でいきますと本町の場合、要支援、いわゆる介護度別の認定者でいきますと要支援1・2の方が全体としては介護5まで含めて268人中55人の方が要支援1・2になっている。これは平成24年3月末の数字でありますけれども、結局そこには約20%、2割の方がそこに該当してきます。これは認定ですからね。サービスを現実を受けているかどうかは別にして、認定を受けていて、いつでもサービスは希望すれば受けられるという権利を持っている方たちだと思うのです。それともう1つは、居宅介護サービスの利用状況はどうなっているかということからいけば、これも24年3月の利用分でいきますと118人の方が利用されておりまして、要支援1から介護5まで含めて、そのうち39人、33%の方が既にサービスを受けておられるのです。こういった方々のサービスが本当にどうなるかということが、やはり現実の問題として現状維持をするのであれば、本当に先ほども金額的なことも出てきましたけれども本当にマンパワーも含めてどうなんだろう。質を落とすことにならないのかということも含め、あるいはお金がないから、裁量が認められているから、これは本町はしませんということでもいいのかどうかも含めて、もう一度答弁いただきたいのと、もう1つは、そういうことが、やはり介護保険制度そのものの制度の、先ほども言いましたけれども存立基盤というか、信頼というかを崩すことになりはしないか。いわゆる介護保険料を本気になって真剣になって皆で支えあう制度だと理解しながら払うことになっていくのかどうか。この点も含めて、どう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 自治体の町長としては、今の言っていることで申しますと私どもはいかなる状況であっても介護保険サービスの福祉を後退させることはあってはならない。それをもしそんな現実が起きた時には、やはり自治体として支えるべきことについては、可能な限り支えるというのは基本的なスタンスというのは変わらない。

それから、ただ私の立場から言うとそんな理想論ばかり言っていられませんか、国がだめだと言っていて、じゃあうちのほうだけでやらなきゃならないという現実的なことで言ったらどうしなきゃいけないのかということの選択をせまられてくるということは事実です。

それから、自由民主党が政権をとって、圧倒的多数の国民多数が自由民主党に選挙でOKを出した訳です。その中で、税と社会保障改革のこの後退的な状況を容認したかどうかはわかりませんが、しかし、国民の審判の中でそういうことを選択肢を自治体にいろいろなかたちで、これから出てくるのではないかと思いますので、私は立場上では、それはおかしいということを主張する。そして、できるだけ国が責任を持って全国一律の福祉サービスをちゃんと提供する。こういったことを保障しなさい。責任持ちなさいということを主張する。しかし、現実的にそれが不可能だったとしたら可能な限り現状を後退させないで、むしろ前向きにもっと前進させていく。かつての栗山方式のように横出しとか、そういった制度にはないものを町村独自で政策的にどういうふうにしてつくり上げていくかということが、これから問われていくのではないかと思いますので、この点は、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、町長の思い、気持ちというか、姿勢というのはわかります。ただもう1点、先ほど特養の入所基準の介護度、要介護3以上の問題で、先ほどの答弁の中でも、実際、現時点でも4と5が中心になっているから大きな影響はないということになっていますが、現時点でも要介護1・2の人が、これも数字的には、24年の6月現在で5人、この方たちは今入っている人たちは当然そのままでいいですよというのが国の考え方ですからいいんですが、特養の入所の問題についていきましたら、要介護度だけで入所の基準というか、そういうものが決まることにはなりませんよね。さまざま、その介護度の度合いプラスアルファでいろいろな状況があった時には、やはり特養に入ってもらったほうがいいということもあり得るのではないかと思いますので、この点については、どうでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 今の工藤議員から特養の入所のご質問があったと思いますが、特養の入所にあたっては、あくまでも介護度だけではなくて、介護度をもとに一次判定、機械的にやる判定をして、それでランク付けをするのと、その後、二次判定ということで、関係者の方、施設の方や居宅介護支援者のケアマネージャーの方、あと市町村の担当の方、それと第三者の立場として有する方等が集まって、一次判定だけでは、機械的にはできないさまざまな要因等を勘案して、さらに順序を決めているという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは時間もありませんので、次のほうに進んでいくのですが、

もう1つ、先ほどの答弁の中で、一答目でありましたけれども、いわゆる施設入所の関係ですけれども、在宅でのサービスメニューを充実していくことが、とても大事なことだというふうな答弁を先ほどいただいた訳ですが、こういうこととこの要介護1・2、要支援1・2の軽度外し、これというのは、やはり矛盾する仕組みになっていきますよね。そういう意味からしても、次の対応は、そうしたらどうなんだというところに次に進みたいんですが、これについては、先ほど答弁がありましたが、改正案の詳細が明らかになったその内容を精査し、うんぬんということになってはいますが、今ひとつちよっと考えていただきたいのは、この町村会を含めて、TPPもそうだったのでありますけれども、特に、こういうふうな市町村、市長レベルではこれを歓迎するような話があるというのですが、町村レベルでは、おそらくそうはなっていないだろう。その時にこの北網地区の町村会なんかで、どういう、この問題について、対応を考えているのか。これは訓子府だけの問題では当然ないですし、この地域を揺るがすというか、これからの地域の我々こういう地域に住む人たちのこれからのあり方をすごく問われている内容になっています。そういう点でいきましたも、やはり町村会の力も大いに発揮してもらいながら、まだこれはそういう案ができて固まったということで、それがとおったという訳ではありませんから、そういうことも含めて、これからのそこに向かう町長の姿勢というのが非常に大きくなっていくだろうし、町村会も含めて、どういう運動をつくるのかということも大事になっていくのではないかというふうに思っていますので、この点についての最後の質問ということで、町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 保険料の問題にしても例えば保険会計そのもので赤字になっても保険会計の中でやりくりして借入金を起こして、そして返していく。それは保険料を上げながらという基本的な介護保険のシステムというのがあります。これを何とか変えるべきでないのかという意見を現状の今の介護保険法の中では、町村会の中でオホーツク支庁管内の町村会の中で統一要求項目として、全道、全国に発信しているというのが実態です。私は今、総務文教厚生委員長、町村会の管内の厚生委員長でありますから、これらについても町村会のみならず、オホーツク圏活性化期成会も含めて3市も含めた、そういう運動を提案しながら議論を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、この件については、質問を以上にしたいと思います。

次の質問に移っていききたいと思います。

次の質問でありますけれども、住環境リフォーム促進事業についてです。

今年で3年目になる住環境リフォーム促進事業ですが、次の点について町長の見解を伺いたいと思います。

まず、1つ目ですが、この3年間、今年度については、現時点までのことではありますがこの事業実績を件数・受注額・助成額で示していただきたいと思います。

また、この事業効果についても見解をお伺いいたします。

2つ目であります。来年度以降についても実施すべきと考えていますが、町長の考えはいかがであるのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「住環境リフォーム促進事業」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「事業開始から今年度現時点までの受注件数、受注額、助成額実績とその事業効果について」でございますが、最初に、この3年間における事業実績といたしまして、受注件数、受注額、助成券の発行額を各年度別にご説明いたします。

事業が開始されました平成23年度の受注件数は50件、受注額は3,851万8,961円、助成券の発行額は684万6千円、次に、2年目の平成24年度の受注件数は71件、受注額は7,641万1,296円、助成券の発行額は970万7千円で、3年目となる今年度8月末時点における受注件数は49件、受注額は3,076万8,488円、助成券の発行額は540万1千円となっております。また、本事業の効果についての見解でございますけれども、地域経済に与える効果という部分におきましては、中小の建設事業者をはじめとする商工業者の経営を下支えすることによる商工業の振興とこれらによる町内雇用の安定など、商工会と連携し実施してきたことによりまして業者間の連携や営業活動といった部分を含め、商工業の活性化につながったと考えているところでございます。

さらに、受注額に対して助成券の発行もしくはオホーツクカードを利用できる仕組みにしたことにより、その効果はリフォーム登録事業者のみならず町内各商店の消費拡大に寄与しているものと感じているところであります。

次に、2点目の次年度以降についても事業を実施すべきと考えるが町長の考え方についてであります。

本事業は事業効果の高い事業と認識しておりますが、大幅に増加した昨年度の受注額も本年度は事業が少し落ち着いてきたと感じているところであり、私の任期の最終年となる来年度を一区切りとしまして他方面からの要望等も含め今後の対応を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 住環境リフォーム促進事業につきましては、受注件数、経済効果等含めて、今、答弁いただいた訳ですけれども、3年間で1億4千万円を超えた受注額というか、直接的な効果、効果というか、お金がそこに動いた。プラスアルファでお金の問題でいけば、商品券というか、そういうかたちで寄与しているということになるかと思えます。そういう点からいきましても、特に今の商工会、商工事業者の方々の状況、本町の事業の状況から見ましても、やはりこれはこの事業に対する大きな期待というのはやっぱりあるのだなというふうに思っております。もしこれがなかったと仮定したら、まったくそういうものが、それはこれがなければならぬ事業の展開、あるいは仕事探しも含めて、されることもあるかとは思っておりますけれども、現実にはこれだけのものがあるということは、それなりの効果もあったということにとらえていいのかなというふうに思っております。

それで問題は、来年度以降の次の展開をどうするかということなのでありますけれどもこの点だけをちょっと確認して、この質問は終わりたいのですが、今の答弁でいきますと

任期の最終年となる来年度を一区切りと。これはもうもちろんそうでありますから任期の最終年、その次までということは、今の時点では言えないかと思えます。しかし、何とかこの部分を、効果という部分をお金だけの経済効果だけではなくて、やはり商店街の活性化、町の活性化も含めた、そういう部分からもやはりちゃんと見ていただきたいなど。こういうふうに商工会も変わってきているということも含めてとらえていくこともやはり次につながる。この事業の及ぼした効果かなというふうに思っております。

例えば、この間、産業建設常任委員会で所管事務ということの一環で、商工会の役員の方々、それから商工青年部の方々との懇談もさせていただいたのですが、本当にいい意見というか、変わったなというふうに、変わってきたなというふうに率直に思っていました。特に、商工青年部の方々の取り組み、なかなか次、前に一步また進まないんだという問題提起も自分たちも苦勞しながらの発言でありましたけれども、そういうことも現実に起きておりますし、もう一方で、このリフォーム事業についての取り組みについても、やはり商工会独自として、アンケートの実施をしたり、その中で何か改善するものも含めて何かないかということも探ってみたり、あるいは提案というか、こういうことも今考えているんだという中では、この事業に対する効果は非常に期待しているんですが、そのバリアフリーも含めて、そういう営業をしながら、仕事の掘り起しをさらに町民とさらに結びつきを強めながら進めていきたいんだという、そういう声も直接意見として懇談の中で出ています。これは少なくとも、これは失礼かもしれませんが、少なくとも3年前、4年前とは、やっぱり大きく変わってきているのかなという気が本当にいたしました。それからまた、これもリフォームをやったお客さん、いわゆる町民の方々からの声も受けてなのですが、商品券でこれやるんだけれども、それを扱える店が本当に少ない。それだったら何とか拡大しようということで、当初28店あったのを59店に拡大する。これも大変な努力なんだと思うのです。この町でそれを拡大していく努力ということは。だから、そういう部分も考えていくと単なるこれは町に商工業者の方々に1億数千万円のお金が入ったということプラスアルファこの町をどうしていくか。商工会も黙ってはいられないんだという、そういう投げかけを与えていることにもなるのかなというふうに思っていますので、ぜひ、そういう観点からも町長の任期中ではありますけれども、そういうことも含めた職員の方々の商工会との対応も意識的に行っていただければいいかなというふうに思いますので、ぜひこれは大事にしていきたいというふうに思っています。特に、後継者になる若い方々、青年部の方々の意見なんかも聞いてみますと何だかんだ言ってもやはりこういう事業を見ているし、それともう1つ、その地域の、いわゆる町の、まちづくりの担い手であるし、町の例えば町内会事業の大きな支え手でもあるし、お祭りの担い手でもあるという方々でありますので、そういうものをなくさないためにも、こういう事業を通じてやっていくことが必要にならないかということで考えていますが、その点も含めて、町長の考え方、取り組む考え方について、お伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この住環境リフォームの成果等については、今、議員も評価をいただいたとおりでございますし、私の答弁でも申し上げたとおりでございます。ただ、当初、最低額が30万円以上が今年度から20万円以上の比較的軽易な工事やいろいろな修理等々にでも役立てることの意味で、低所得者の方でも利用いただけるようにということ

で、今年度から20万円以上に変更させていただいたという経過もあります。その点で言うと毎年、毎年いろいろな状況を変えていくということにはなりませんので、来年度、少なくとも26年度までは、この現在の状況で継続をしていきたい。今後については、これらの経験も踏まえて一番大きいのは実際に今までやってきた。さらに工事をしたいという人なんかも含めて継続してほしいという声も聞こえてきておりますので、これらも含めて整理をさせていただきたいというのが、私の今、率直な意見でございます。後段申し上げてきましたように商工会青年部の皆さんが非常に意欲的にここ数年取り組みをしておりますし、現在、訓子府町の商工会青年部長が管内の青年部長を兼ねているということもありまして、非常に意欲的に例えば異業種の農家の青年や勤めているところの同世代の人たちとの懇話会を開催したりとか、あるいは空き店舗対策等についても率直な意見を出しあっているということですから、そういう意味では、商工会の青年たち自身が主体的にそういう取り組みの声を上げはじめたというのが、私は大変いいことだと思っていますので、もうしばらく様子を見ながら、また状況によっては、私もいろいろな意見を述べながらさらに前へ進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これについては、以上で質問を終わりますが、次の質問に移っていききたいと思います。

介護保険認定者の税の障害者控除についてという質問です。

障害者手帳などの交付を受けていなくても介護保険で要介護認定を受けている人が、自治体から障害者控除の対象との認定を受けることによって、所得税、そして、住民税の障害者控除が適用されることになっております。

よって、次の点について、町長の見解をお伺いいたします。

1つ目ですが、本町での、この制度の利用者は何名になるのかということです。

2つ目でありますが、この制度の利用に向けて該当者には適切な周知が必要となると思うのでありますが、いかがな状態になっているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「介護保険認定者の税の障害者控除について」2点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

まず、1点目の「本町でのこの制度の利用者は何名になっているか」とのお尋ねでありますが、介護保険認定者の税の障害者控除につきましては、65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち、介護度で要介護1から5の方が対象となりますが、本人または扶養親族からの申請に基づき、障害者に準じるものと認められれば市町村長から障害者控除対象者認定書が発行され、身体障害者手帳等と同じように所得税や住民税を算定する際に障害者控除ができることになっております。

また、障害者及び特別障害者の認定区分につきましては、税の控除を受ける年の12月31日現在において、満65歳以上の方を対象としており、その中で要介護4と要介護5の方を「特別障害者」と認定し、要介護1から3の方を「障害者」と認定しておりますが、要介護3の障害者の方につきましては、要介護認定の2次判定結果に基づき、日常生活自立度の「寝たきり度」や「認知度」が一定程度以上の方を「特別障害者」として認定して

いるところでございます。

平成24年分では、障害者控除対象者は185人で、そのうち税の控除に使用する認定書を発行している方は、16人となっております。

次に、2点目の「この制度の利用に向けて、該当者に適切な周知が必要とならないか」とのお尋ねであります。障害者控除対象者認定書の発行にかかる取り扱いにつきましては、平成14年に近隣市町と協議検討を行い、本町では平成14年11月に厚生省社会局長通知に基づき「高齢者の所得税法上の取り扱いについて」を定め、対象となる要介護1から5までの要介護認定者全員に障害者控除対象者認定書を発行し郵送しておりましたが、近隣市町の状況及び税が自己申告を基本としていることから、平成16年より個人の申請に基づいて、認定書を発行する取り扱いとしております。

この制度の周知につきましては、平成14年から毎年、町広報誌に内容を掲載して、制度の周知に努めておりますが、今後におきましても確定申告等の時期にあわせて、制度の適切な周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お尋ねのありました2点について、お答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、この件について、1、2点質問をしたいのですが、今の第一答目の答弁の中にありましたけれども、24年分では185人の対象者の中で16人ということになっておりますが、これは、あくまでもこの後の答弁の中でもあります。個人の申請に基づいてということでもありますので、そういう該当になるような人は16人のほかにもいるというふうにとらえてもよろしいのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） ただいま、工藤議員からご質問のありました対象となる方と申しますか、ことでございますが、町長からの答弁にもありましたけれども、全体で185人、この数すべて交付対象者でございますので、そのうち、それを使って税の控除をするかどうかという部分は、本人の状況によりますので、その辺については、福祉のほうでは把握できていない状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 失礼な確認みたいな質問の仕方をして申し訳なかったのですが、本当に申し訳なかったのですが、そういうことになれば本当に多くの方が、この制度がやはり周知はしていると言いつつも使いきれていないことになってはいないのかなというふうに思う訳です。

それともう1つ、例えばこれはあえて言う必要はないのですが、例えば要介護度1から3、これは全国的にもそうですし、本町でも同じようになっていますが、障害者控除でいきますと所得税でいきますと27万円の控除があつて、住民税でいけば26万円、そして介護度4から5は、特別障害者ということでの対象になれば所得税でいけば40万円の控除で、住民税でいけば30万円、そしてさらに特別同居障害者控除ということになっていけば、所得税でいけば75万円、そして住民税でいけば53万円の控除ということになって、これは大きな節税ということも含めて、これは何も違法なことをする訳じゃなくて、そういう決まりの中で当然使つていい権利としてある訳ですし、やはり自治体としては、

もっともっと広めていくということも必要じゃないか。それはどういうことかと言いますと、全国的にこれを取り組んでいるところのお話を聞いてもやはり申請主義といいますか、なかなかやはり広まっていけないんだというのは、明らかになっているのです。いろいろな議員の方からも聞いている中でも、やはり来てもらって窓口で申請、税なんて特に自主申告という問題もあるから、それでいいんだということになってはいますが、しかし、この障害者控除の問題でいくと、そういう対応ではやはりまずいのではないのかという思いもいたしております。いろいろな人たちがいるということも含めて考えるとそういうこともなかなか広がりをもたない大きな要因になるのではないかというふうに思っております。どうすればいいのかということになりますと、このいわゆる対象者の方々にやはり認定書を、これは過去にもやっていたということでもありますから、できないことはないのかなというふうには思うのですが、郵送するなり、直接手渡すなり、この辺の取り扱いというのは、町民課といわゆる税を扱う課と福祉保健課との連携では、何かまずいこともあるのかどうか。その辺、こういうことはできないのか。いかがなのでしょう。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（渡辺克人君） 今、議員から郵送、手渡し等でできないかということでございますけれども、過去にはやっていたけれども、可能性としては、だめではないと思っておりますけれども、ただ、180何人の部分を渡して実際に使われる方が何人いるのかという部分もありまして、その数の問題もありますし、他町とのバランスもありますので、その辺はちょっと検討といいますか、今すぐ対応が難しいかなというような状況でございます。

また、別途、広報等でもいろいろ説明してはございますけれども、ちょっとわかりやすいお知らせ等ができれば、何かその手立てを検討していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） この件については、やはり窓口対応というか、申請主義というのも基本は基本なんですけれども、やはりこれを知らずして、あるいは十分やはり理解できていないんだと思うのです。なかなか広報で周知はしてみても、やはりそこら辺が問題なので、こういう制度が、例えば直接手渡さなくても、これは認定を出すのは町長なんです。町長の名前で、あなたは障害者控除の適用になりますと町長の名前で認定を出す訳ですから、もうちょっと積極的になって、この制度の活用を含めて、町がやはりそういうものに温かい政治をやっているんだという姿勢の表れでもあると思うんで、そういう、これは誰も他の人が出す訳ではない。本当に訓子府町長としての名前で認定を出せば、それをもって税の申告に使うだけですから、そういう面でぜひ前向きに積極的に検討をしていただきたい。周知の問題も含めてね。直接手渡すということばかりではなくて、周知も含めて内容を検討してほしいなということ。

それともう1点、時間がありませんから、ついでですので、質問いたしますが、一昨年 の国税通則法、この税を扱う決まりがあるのですが、その法律があるのですが、それが改定されまして、更正の請求、いわゆる還付請求、今回のような還付を請求する部分というのは、従来であれば1年に限ったものだったのですが、今回から原則5年までさかのぼって請求できる。例えば、今まで知らなかったから、こういうかたちで自分も還付請求した

い認定をもらって。そしたら例えば障害者控除で27万円の控除が、例えば5年分だったら大きな金額になります。そういうことも含めて、これは可能な訳ですので、これについての対応は本町としてどうなのか。そういう希望があればできるのかどうかも含めて、この件の周知も含めてしていてもやぶさかではないんでないかなというふうに思いますが、この点については、状況もとらえながら検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 国税通則法の関係で5年まで、1年しかできない更正が5年まで伸びたということで、そういう部分で考えれば、確定申告は実際してしまっただけで1年たって、後で気が付いたけれど更正の請求ができないということではなくて、5年までできる訳ですから、それは当然、法律が変わって権利としてはありますから、やっていただく部分にはいっこうに構わない。ただ、ここのところ、これ所得税の部分なんです。当然、所得税が変われば住民税にも影響を与えてはくるのですが、税務署のほうで、そこら辺のところのかなりやっていたはずというふうに私のほうは理解しているものですから、所得税を中心で考えていたものですから、町として、国税通則法のことを周知するというところまで、ちょっと思いは至っていなかったところが正直ありまして、どうでしょうね、そこまで介護認定の部分でそこまでからめてやるまでのことがあるかどうか。ちょっと否定はしませんけれども何ともちょっと勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 特別なことを求めている訳ではなくて、これは具体的に所得税であれば税務署がやりますよね。対応するのは基本的にそうなんだけれども、問題はこういう仕組み、制度があるということに対しては、訓子府に住む住民の、特に要介護の問題も含めたそういう人たちの制度の利活用というのか、こういうふうにすると自分たちの生活も少しは足しになりますよみたいな、そういう意味では、何の不自然も不都合もないような気がするので、それをどう取り扱うのかは、それは具体的な事務処理は所得税でいけば税務署かもしれませんが、その辺について、ただこれは何はともあれ、そういうものを認定を町長がしなければ全然話にならないんですよ。町長が認定しなければ、それも使えないということになりますので、その辺も含めて。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この質問は、大変私はこの辺がやむんですけれども、平成13年の3月の定例議会だったと思いましたが、田中興士信議員が質問に立って赤旗をかざして、確かやっているところがあると。私は当時、福祉保健課長でしたから、答弁に窮したということもありましたけれども、即刻、赤旗に載っていた日曜版だったと記憶しているんですけども、それに載っていた記事の市町村にすべて電話をして「どういうことだ」ということの確認をさせていただいた経緯があります。これは、当時の田中興士信議員の言っていることが正論でして、平成14年に対象者の全員に周知をした。こういう制度があります。ぜひ申告していただきたいということの文章を百数十人に出したというのが当時で、ここにもありますが、特別障害者の認定取扱手順についてというフローチャートみたいのがありまして、それらも含めて内部検討をした経緯が記憶にあります。おそらく、それが平成14年度からですから、平成16年度あたりから、実際には申告される方は非常に少

ないということと、それから、この近隣町村の介護保険等々で一緒に事務を進めている自治体との担当者会議の中で、きっとこれは原則的な申告主義で良いのではないかということで現在のかたちで置戸町も北見市もこういったことは、やらないで来たというのが実態ではないのかというふうに思います。そのことについて、私自身、今、中身的にその経緯と実際にはさらにとということについて、今、答弁を控えますが、いずれにしても工藤議員の言われる税の5年前までさかのぼることも含めて、ちょっと内部検討をさせていただきたい。私自身も認識として、あれから10年たっていますから、状況がどういうふうに変化しているかという点で理解していない面もありますので、ちょっとお時間をいただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

残り時間が1分になりました。

○7番（工藤弘喜君） 以上で、私の質問をすべて終わりたいのですが、今回の今のこの件についても、何だかんだ言っても訓子府の町民も含めて、いろいろな意味で大変になってきています。生活も含め暮らしも含め営業も含め、そういう中で、ある制度をやはりきちんと活用する。それに対して支援するというか、こういうこともありますよということは、住民の福祉の向上のための自治体としての役割というのは、何も矛盾するものではないというふうに私は考えていますので、その点もぜひ十分考慮されて検討をいただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで、午後3時25分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時25分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、河端芳恵君の発言を許します。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。今日は台風一過の秋晴れとなりましたが、昨日は、台風18号が日本列島を縦断し、各地に大きな被害をもたらしました。被災された方に心からお見舞い申し上げます。

通告書に従いまして、特別警報の運用開始を受け町の対応について、町長に伺います。

今年、異常気象による暴風雪、ゲリラ豪雨、竜巻などの災害が全国各地で多発しており、今まで考えられないような災害がいつどこで何が起こるか判らないような状況が続いています。

1、8月30日、気象庁の「特別警報」の運用がはじまり、自治体には、住民への周知が義務付けられました。

これを受けて、どのようにして町民に情報伝達をしていきますか。

2、最近、特に局地的、ゲリラ的な災害が多くなっています。気象庁が設置している「アメダス」は、置戸町境野にあります。本町には設置されていません。より詳しい情

報を得るためにも「アメダス」の設置が必要だと思いますが、どのように考えていますか。

3、本町でも「一時避難場所」や「避難所」が設定されており、広報にも折り込みされています。

まず、町民一人ひとりの日頃の備えが第一ですが、町内会、社会福祉協議会や避難所になる施設などとの連携体制は、どのようになっていますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「特別警報の運用開始を受けての町の対応」について、お尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「特別警報運用開始を受けて、どのように町民に情報伝達するか」についてであります。

平成23年9月の台風12号は、紀伊半島を中心に豪雨災害をもたらしました。この時の雨の降り方の特徴は、非常に強い雨が長時間にわたり降り続いたものでした。

この時、気象庁は、大雨警報、土砂災害警戒情報、洪水警報など、いろいろな情報を発表しました。

ところが、雨は降り続け、さらに半日から1日以上同じような状況が続くと予想されましたが、それまで発表した情報以上の明示的な情報がなかったことから、深刻な状態であることが端的に伝わらず、結果的に大規模な斜面の崩壊、大規模洪水などが発生し大きな被害をもたらしました。

このような災害の教訓などを背景に気象業務法が改正され、この8月30日から気象庁は特別警報という新たな情報を発表するようになりました。

ご承知のとおり特別警報は、気象、地象、津波、高潮及び波浪について、警報レベルをはるかに超えるような、それぞれの地域で数十年に一度しか起きないような重大な災害発生の危険性が著しく高まっているときに強く警告する意味で発表される情報であります。

また、今回の法改正で、特別警報の伝達に関して、気象庁から特別警報が発表されたときは、都道府県等に通知され、都道府県は関係市町村に通知、通知を受けた市町村長は公衆等に周知させる措置をとらなければならないことになりました。

お尋ねのありました情報伝達についてであります。災害対策において重要な対策の1つであり、一番の課題ともいえます。

町の地域防災計画では、町内会・実践会などの住民組織の活用、広報車・サイレン、農業情報システムなどを使って情報伝達を行うことになっておりますが、防災対策では、二重、三重に伝達手段を確保する「伝達の多重性」の観点から、テレビ、ラジオ、インターネットなどの災害情報入手を平時から呼びかけるとともに、新たな情報伝達手段の導入も模索しているところでございます。

2点目に「地域気象観測システム『アメダス』設置の必要性について」のお尋ねがありました。

お尋ねにもありましたが、近年、ゲリラ豪雨など異常気象の発生が増加傾向にあり、正確な気象情報やデータの把握は、重要となってきております。

その意味で、局地的な大気現象を監視するアメダスは、身近に設置されることによって、住民の災害や気象情報に対する関心を高め、防災だけではなく、交通安全の確保や農業を

はじめとする産業振興上も有効な気象観測システムと言えます。

オホーツク管内におけるアメダスの設置状況をみますと29カ所に設置されておりますが、清里町、湧別町の上湧別地区、本町の3つの町には未設置となっております。オホーツク圏活性化期成会でも数年前から要望事項に取り上げていただき中央要請を行うとともに、私自身も気象庁へ働きかけるなど、町内への設置に向けて取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目に「町内会、社会福祉協議会や避難所となる施設などとの連携体制について」お尋ねがありました。

人の生命もしくは身体を災害から保護しなければならないような異常現象が予測される、あるいは発生した場合、避難指示、避難行動にあたっては、町内会・実践会や消防団、避難所においては、社会福祉協議会やボランティア団体などにも協力を求める事態が予想されます。

また、避難所に指定している学校や各会館の管理者などの協力も必要になってきます。

災害対策にあたりましては、自助、共助、公助の考えのもと、個人自らが備え、行動し、身近な町内会・実践会、消防団、ボランティア団体などが個人を援助し、公共が防災・減災・応急活動に取り組むというのが災害対策の基本であります。

公助が活動をはじめても、援助の手が円滑に個人のもとへ届くには、共助との連携が効果の面からも最も重要で欠かすことのできないものと考えております。

町内会、社会福祉協議会、避難所となる施設などとの連携体制に関しては、これまでは、防災訓練などを通じて、連携づくりに努めてまいりましたが、さらに地域との関係が深められるような防災訓練の実施や意見交換の場を設けるなど、今後より一層、地域内の連携協力関係構築に向けて取り組んでいくことが必要と考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 特別警報が出される前には必ず注意報、警報、そして特別警報と順番が段階を踏むとは思うんで、それなりに天気の状態を見て住民もテレビで情報を得るなり、いろいろなことを考えているとは思いますが、今、ここでそれを踏まえて、昨日の台風18号で特別警報が出された地域もありました。先ほど町長の行政報告の中で、台風の訓子府の状況について、ちょっとご説明がありましたが、ちょっと訓子府の状況はどうだったのか、もう一度伺います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 昨日、17時4分に洪水警報が発表されまして、17時30分ごろから川北2班、川南1班という体制で、6名で町内巡視活動を行いまして、例えば穂波であれば酒谷川が天板まで50センチぐらいまで増水していた。それから、ケトナイ川でもかなり増水していた。それから山林川につきましても護岸ブロックが隠れるほど増水していた。それから訓子府川ですけれども、ここにつきましてもかなり増水していたということで、一度戻って報告等を行っていただいて、その後また8時から巡視に回ったということです。その際、訓子府川がかなりまた水位が上がっていたということ。それから開発建設部のほうから水防についての情報等もありまして、あわせてそういった点も含め

まして訓子府川を中心に監視のほうを続けておりました。21時40分頃水位がさらにまた10センチぐらい上がっていたものですから、そこからはずっと監視を続けて、現場で監視を続けまして、22時過ぎぐらいから水位が段々下がってまいりまして、22時15分で水位が15センチほど下がりました、それでしばらく様子を見て、職員には戻ってくるようにしまして、それで職員のほうは、その後、開発建設部のほうからも水位の情報を得ましたところ、増水している状況ではないということなものですから、職員を解散させたということになっております。特に、あと土地改良区のほうでも巡視しておまして、一部、用水のほうで越水しているところがあったようですけれども、何せ時間が夜中だったというようなこともありますので、それ以上の状況等については、なかなか把握できなかったんですけれども、パトロール等で川を中心に洪水警報だったということもありますので、川を中心に巡視のほうを進めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 洪水警報が出た時点で、どのぐらいの降雨量だったのか。今、アメダスの資料をとりましたら、昨日の16時から1時間7.5ミリ、17時から10.5ミリ、18時から10ミリ、19時から5ミリ、これをあわせても68ミリなのです。それでうちの近くでいつもあふれる危険なところがありますので、雨が降ると必ず通報があったり、見回りに行くんですが、たったこれだけで、先ほど越水、一部畑のほうに出たり、うちの近くで言いますと高校に行く橋が本当に護岸すれすれまで水が上がっていました。そこで特別警報以前の問題として町の今の体制、河川の整備とか、いろいろなことで本当に大丈夫のかなと今つくづく思いました。内地のほう、また道南のほうなんかで起きたようなああいいう大雨に対しては、本当に対処できないのではないかとつくづく今感じたところです。それで、やはり町側も職員が巡回して常に警戒されているのも見ていますし、またこういう災害は、土日とか休みの時が多いということもありますが、そんな中でも巡回されているのも見ています。今、行政報告の中で、訓子府川のところで一部避難勧告じゃないですけど、注意ということですか、そういうことを個別に訪れてあったということを伺いましたが、今、本当にあの時点で言いますと昨日のもうちょっと雨が多かったら東幸町の穂波団地のあの辺なんですけど、本当に水があふれるんじゃないかと本当に心配しました。それで、洪水ハザードマップなんかもできていますけど、今一度このぐらいの降水量になると、ここは危険とか、いろいろなところをチェックされて把握されていると思いますが、それに対してどのような状況でしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 昨日、市街地の部分につきましては、消防職員が夜6時過ぎだったと思うんですけども、巡回して市街地の中は見ております。一時期ご心配されているような、私どもが思っているのと場所が違うかもしれませんが、東幸町周辺の水位等も監視させていただいて、今のところ問題ないという報告を受けておりましたので、特に、その部分での対策はとっておきませんでしたけれども、訓子府川につきましては、訓子府の町界過ぎて、それから北見側のほうに行きますと支線から合流するところがありまして、豊地のほうですね。かなり水位があふれるという状況もありまして、訓子府川の河川の観測する地点がちょうど8号線の近くということなものですから、あちら

の水位しか観測ができないという状況でございます。昨日で言いますと21時頃、川の水位の高さなんですけれども、東京湾の海面を0mとした時の標高で数字を拾っているのですけれども、水防の待機水位で言いますと92.68mという高さで、氾濫注意というのが93.08m、それから避難判断水位というのが93.40mということで、これが21時の時点で93.40mという水位を測定しましたので、そんなこともありまして監視のほうを強めたということになっております。

それから洪水ハザードマップのほうですけれども、町にもありますけれども、洪水ハザードマップですけれども、これにつきましては、開発のほうで指定河川も含めまして、1級河川の大雨によって増水し、氾濫した場合の浸水予測に基づいて訓子府のその場合の町内の浸水の範囲と避難施設、それに訓子府町として、避難施設を図示したものであるということになっております。この場合の想定降雨量というものが48時間、2日間で総雨量189.7ミリということで、これについては、50年に1回程度起きる非常に著しく降った場合の降雨量を想定した場合のものということになっております。降雨量の程度によって、このマップのほうはつくったものでございませぬので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 3月の暴風雪災害で犠牲者の出た湧別町では、警報の伝達方法として、防災無線、JAのファックス、あと防災メール登録というのが約390人ほどあるみたいなのですが、今、町が警報を受けて住民に周知する方法として、どのような方法を考えていますか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） まず、住民の方には、例えばニュースですとか、テレビとか、あるいはラジオ、それから回答の中でも申し上げましたが、インターネットなど、そういったものを感じて見ていただくということが、まず大事ななというふうに思います。

それと回答の中でも申し上げましたが、広報車ですとか、それから、今どういったことまでできるかということで消防のサイレン、それから農業情報システム、それから通信事業者のほうと連携しながらエリアメールというかたちで、よほど大きな危険が伴うような場合ですね。エリアメールというかたちで通信事業者3社、そこに連絡することによって、町内にいる住民以外の方たちも含めて緊急通報が入るというかたちになっています。湧別町はちょっとそこまで調べていないのですけれども、防災行政無線の同報系の防災行政無線があるのかどうかあれですけれども、今後の課題としましては、そういう同報系の防災行政無線なんかも非常にお金のかかる話ですので、すぐという話にはなりませんけれども、防災以外でも活用できるという部分も模索しながら、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 先日たまたま休みだったんですけど、例えばこれが学校の下校時に重なる、その時は早急に手立てを打ってあれでしょうけど、先日、夜かなり雷があって町内にも何か所か、うちの近くにも落ちたようです。あれが下校時だったらと思うとちょっとぞっとします。そういう意味で、いろいろな警報を受けた場合、学校現場の判断にもよると思うんですけど、今ここで子どもを帰さないで、雷雲が通り過ぎるのを待ってとか、

そのような判断というのは、学校現場に任されているのでしょうか。

それと前に道外のほうで竜巻が起こった時に、先生たちのとっさの判断でカーテンを閉めるとか、窓から避難するとか、いろいろなそういう子どもたちを守るような手段も現場で生かされているみたいですが、例え、訓子府がそういう場合、どういふふうになりますか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 下校時の対応についてなんですけれども、これについては、当然第一に現場で対応することになりますけれども、そこら辺は、学校経営計画の中でも集団下校ですとか、そういったような対応策もありますので、そこら辺は、即座に判断しなきゃならない。さっき言ったような、カーテンを閉めるだとか、そういうのは当然、学校現場の判断になりますけれども、集団で帰すだとか、そういうのは、教育委員会とも連携しながら対応していくというようなかたちで児童生徒の安全を第一に対応していくことでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） あくまでも今、異常気象で今まで考えられないような災害が起きているということで、特別警報ということになったと思うんですが、あくまでも、いかに住民が自分たちの命を守る行動をするか。また、行政がそれを助けるために、どういふふうなことができるかという、警報のみならず、その前のいろいろな段階もあると思いますので、この地方は災害少ないものですから、いつも何かあっても他人事ということで考えがちなんですが、いつ何があってもおかしくないということで、ソフト面、ハード面、整備していかなきゃいけないんじゃないかなと感じております。そのためには、アメダスの件になりますが、たまたま8月の末にJAの役員さんたちとお話をする機会がありました。その時は、干ばつ被害についてということで、いろいろなお話を伺いました。その時も雨が降ったのですけれども、町場は全然降っていないのですけど、高台のほうはすごい雨で大変だったという話。それで、やはりアメダス、データがきちんと取れる、そういうものが、訓子府にも細かい情報がほしいということで考えました。JAが独自に、JAきたみらいが独自に設置している装置もあるみたいですが、それもやはり境野のアメダスの状況と6月、7月の雨量を比較しましたら、かなり違っております。やはりこの地域にもあればより一層詳しい情報もとれるし、予報もできるのではないかなということで考えました。町長は、これは気象庁、国にお願いすることなのでということで、いろいろな場面でも働きかけをされているみたいですが、特別警報、これは発令というか、これが出されるといふことは、より詳しい地域に情報網が必要ということで、これからも働きかけて、ぜひ訓子府にも設置するように頑張ってくださいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁でも申し上げましたように、活性化期成会、3市15町村の市町村長と議長等が入って組織化されて、管内的な要請活動を行っている。その中でこのアメダスの設置について、訓子府町と清里町と湧別町が設置されていないということで、その3町の町長が連携して気象庁のほうに出かけて要請を具体的にするというをやっております。私は、今年はちょっと文教厚生の方だったものですから、別のところへ行きましたが、昨年と一昨年は私が気象庁に乗り込んで、かなり激しく、予報官とそれから

予報部長だったかと記憶しているんですけども議論をしました。気象庁のほうで言うのは、まず1つは、もう必要ないじゃないですかというのがまず第1点です。それは、今、衛星等を見てもアメダスがなくても大丈夫ではないですかと。非常にそれだけ衛星の気象情報というのは的確になってきているんだと。確かにパソコンなんかを見ていると、ずうっとこう雲の流れだとか、いろいろなことも含めてかなり出ている。ただ、これ以上のことというのは、もうさらに全部をやるということについては、必要ないというふうな認識をしているというのが、これはもう彼らの考え方であります。予算的な問題もあるんだけれどもということで、私自身は、1つは、感情的なことを言うとNHKで訓子府町だけが出ていないというのは、ちょっと腹が立ってくるというのがあります。それから2点目に、今、議員が言われたように境野のアメダスが、すなわち、うちの町と一致するかと言ったら、そうじゃない。集中的豪雨や、あるいは雨や雹^{ひょう}の通路というのは、かなり変わってきているという点では、やはり境野にあるということよりは、訓子府町にあるということが、私たちは基本的な考え方。それから3つ目については、工事の被害報告、これは国土交通省等に災害復旧の報告をする時には、ほかの衛星では相手にしてもらえませんが、同じ省庁同士で、それはアメダスが災害復旧の補助等の要請の書類としては、アメダスの条件が付けられているという中で、それが無いということについては、非常に困るということで、意見を言わせていただいていますけれども、それからもう1点、私がもっと言っているのは、いくらかかりますかアメダス。何でしたら訓子府で負担しますと大見えを切っている訳じゃないですけど、そういう話をします。これでいくらかかるかということも連絡してほしいと言ったのですが、今年まだ連絡が入っていませんので、いずれにしても地元としては、産業やいろいろなかたちから考えても、このアメダスというのは、やっぱりなくてはならないものだということを主張していますし、これからも主張していく考え方ですので、清里町と湧別町と連携しながら、一層強く気象庁に要請してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 町長からアメダスの有効性について伺いましたので、ぜひ頑張ってお設置をしていただくようにしてほしいと思います。

避難場所について、避難場所をいろいろ設定されておりますが、例えば訓子府高校が避難場所になっておりますが、具体的に訓子府高校などどのような、ほかのところは全部、町内の施設なんですけど、例えば、道立ですので、どのようなかたちで避難場所の設定をお願いしていますか。

○議長（橋本憲治君） その前に、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は、可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思います。

それでは、引き続き、答弁からよろしく申し上げます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 訓子府高校のほうも避難場所の指定にあたりましては、それ

ぞれの施設の管理者のほうと事前に話し合いを持ちながら指定させていただいているというふうに考えています。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 私も身近なこういう町の広報誌に折り込みになったのを見て、また改めて見直して訓子府高校に伺いました。そうしましたら訓子府高校に発電機、トイレ、シャワー室が避難所として整備されているということでした。これについて、町はどういうふうなとらえ方をされているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 訓子府高校にある発電機については、国のほうから確か道を通じて、そういう教育施設向けの安全対策というようなことで送られたというような話をちょっと聞いております。そういった発電機ですとか、そういったものについては、訓子府高校の場合は、発電機があるということですが、その他の避難施設向けについては、うちのほうでも水防施設のほうには備蓄していますので、そちらのほうから各必要に応じて避難施設のほうに運ぶことにしております。訓子府高校につきましては、今、発電機があるというようなことなものですから、その辺ちょっと万が一の場合については、そういったものも活用させていただくことも出てくるかというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 高校につきましては、一部ちょっと問い合わせがあったものから、高校のほうにも確認しました。そうしましたら、それは学校向けじゃなくて、訓高が避難所として指定されておりますので、それに向けた施設であるというお話を伺いました。ですから、町が何かあった時、ほかの施設は皆、町の施設ですから問題ないと思うんですけど、そういうところとの連携ですか、それがちょっとどうなっているのか。あとは同じ町の施設でも、町が管理しているから問題はないんでしょうけど、やはりここは避難所になっておりますのでということで1年に1回ぐらいは、そういう何かあった時は、こういう対応をお願いしますとか、そういうような連絡調整というのは、できているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ご指摘のとおり、そういった年に1回、例えば、そういう会議を持つとかということ、今やっております。防災会議があるのですが、防災会議につきましては、関係機関で組織しているというようなことで、地域内の、町内の例えば学校ですとか、あるいは地域ですとか、ボランティア団体ですとか、そういったところとの連携した会議ではございませんので、今後そういった地域内での連携を深められるように、例えば、いろいろなご意見を持たれている方もいらっしゃると思いますので、その辺、意見交換ですとか、あるいは万が一の場合の対応等について、話し合えるような、そういうような機会については、前向きに検討させていただきたいというようなことで、今、内部でも検討しているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 3月の暴風雪の時にもちょっと一部伺いましたが、やはり災害があった時、担当は町民課、あと河川関係で建設課、そういうのではなくて、今ここで今一度、学校現場はどうなんだ。あとまた福祉に独り暮らしの人たちには、どういうふうに対

応したらいいのか、いろいろな現場でそれぞれ自分たちの最悪の事態を想定したいろいろな施策なり、連絡調整なりが必要なのではないかなと思います。特別警報という制度ができたのもやはりそれに向けてどういうふうな体制ができるのかということだと思いますので、やはり行政の役割は、いかにして住民の安心安全を守るかということが第一の使命だと思いますので、これからソフト面、ハード面含めて、いろいろな連絡調整、縦割りではなく、いろいろなことを考えていただきたいと思います。町長いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今の部分でいきますと小さな災害とか何とかという部分では、そういうことは多々あるかもしれませんが、一般的に昨日のやつが小さいか大きいかは別にしまして、組織体制の中でいけば、1つは、災害対策本部というのがご存じだと思うのですけれども、そういうのが立ち上がるような状態になれば、当然それは縦割り行政じゃなくて、総務課が管轄していくこととなりますけれども、そこが建設課も教育委員会も全部その中に入る。組織図の中でいけば、例えば、学校であれば教育委員会が一番詳しいですから、その学校部門については、教育委員会が対策本部の中を担当する。道路の部分は技術屋さんがおりますので建設課がするとか、それぞれの担当部署で詳しいところの部分を振り分けているだけで、単純にその部分の縦割りでやっている訳じゃなくて、全部そこの一括の窓口は総務課の対策本部として立ち上がる。そして、昨日みたいに、例えば北見市が昨日、対策本部を途中で立ち上げたんですけれども、うちのほうは、そこまで至らないということ。監視は続けていましたので、対策本部は立ち上げておりませんでしたけれども、とりあえず一義的には、何て言うか、巡回する班というのを組んで、対策本部と同じような中で、川南班とか、川北班とかって組んでおりますので、そこを招集かけてやっている。また、現場の詳しい、そこにたまたま建設課の職員とか、他の現場の詳しい職員がそこに張り付いているという状況ですので、いざとなれば、昨日の雨ですとかたちの上でいけば、総務課が主導で音頭をとっていて、建設課の協力を仰ぎながらやっている実態で、一般の職員には、待機みたいなかたちになりますけれども、出勤までは依頼していなかったという状況で、始めの小さなうちは、各課で点々の現場ですとか、そういうところで動いていることがあるかもしれませんが、一般的には、災害で役場として立ち向かう場合には、全部対策本部のようなのを立ち上げていなくても、そこが窓口になって動いているというような状況ですので、必ずしも縦割り行政で町民課が動いている建設課が動いているという状況ではないことをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉がありますが、この頃は、忘れないうち、記憶もまだ新しいうちに次々といろいろな災害が起こっています。それで、やはり、いつ何があっても安心して暮らせるようにしていくのが、行政の使命だと思いますので、これからも考えられる安全策、いろいろな要望、そういうことも含めてお願いしたいと思います。最後に町長一言。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 詳しくお話したほうがいいんじゃないかなと思います。例えば、昨日、台風18号がやってまいりました。京都嵐山のあの河川が越水して大変な状況になった。私の知る限りでは京都が水没するなんてことはあまりない。おそらく京都の府民も

安心していたんじゃないかなと思いますし、それから、福知山というのは、大体、舞鶴からフェリーなんかで行きますと、私もよく車で通ったりするところですので、そこが冠水をしてしまった。その点でいくと議員言われるように災害はいつ何時どのようなかたちで発生するか分からないという意味では、そういう点で言うところの意味では、災害に有事に対する平時の備えというのは、とても大事だということは、まったくそのとおり。

そして、今回の特別警報についても意見はどれも道新、朝日を見ていると真っ二つに分かれているようであります。

1つは、特別警報が数十年に一度の災害だということで、かなり、この8月30日から、そういう方法をとったということなんですけども、じゃあ特別警報が出るまで安心なのかと言ったら決してそんなことはないということで、それに至るまでには、短時間と言いつつながら、ものすごい状況が刻々と変化する。ですから私どもの町が対策本部をひくということは、私が本部長になります。最終的に例えば自衛隊の派遣要請までも町長の権限になってまいりますから、これは北海道に対して自衛隊の派遣の要請等も含めた対策本部ですから、もう各課とか係とかって、そういうことではなくて、それぞれの領域で全体が1つになって活動しなければならないというのは、当たり前なこととして、もちろん消防団や社会福祉協議会やそういった地域住民の皆さん方との連携も必要になってくる。総合的なかわり方がものすごく大事になってくる。

昨日の場合で言いますと例えばうちの町は災害対策本部はひいていなかった。第一義的にまず、パトロール隊が出発する。これは建設課と総務課の防災対策担当がずっと回る。あれがもしこの状況の中で大変な状況だということになったら全職員の招集ということになります。災害対策本部を置きます。それから関係機関に周知するということは当然出てきます。

それから、例えば、酒谷川が危ない。河端議員の近所で言いますと酒谷川です。酒谷川が危ない、東幸町の住民の避難が予想される。これはテレビとか、ラジオはもちろんそうですし、昨日は北見訓子府川というふうな言い方をしていたんですけれども、私どもは広報車等をもったり、町内会長、あるいは、民生委員等々のことも含めて連絡しながら、どこに誘導していくのかということの連絡体制と誘導を支援していくということは、当然出てくるであろう。

それからもう1つ、やはりそういう公的な支援と同時に自助をどうするかという、これはやはり少なくともここにおられる方は、おにぎりとか、お菓子とか、そういう備品なんかは常備されているというふうに思うんですけれども、それから、私は立場上もちろんそうですけど、大体、危ないと思ったら、町内各地自分ひとりでも見ながら川の水位、うちで言ったら協成川の水位が大体こまできると危ないというのはわかりますから、その点でいくと自分たちもやはり注意をしていくという、自警のやはりそういう状況をどうやって喚起していくかということがすごく大事なのではないのかなというふうに思います。

昨日も5時、その前から総務課長等も出勤しておりますから、副町長を中心にしながら、建設課長、そして、総務課長等がその対応にあたる。私は自宅に昨日はおりました。待機していて、大体、1時間前後で必ず連絡を取りあいながら、どういう状況だ、どの河川はどうなっているということ、そして、災害対策本部の必要性はあるかないかの判断も含めてわかったということで、大体全部解散になるまでは私自身もやはり家でなり待機する。

あるいは職場に行って一緒になって対応を協議しながら進めるということが基本になっています。

そういう意味では、去年の防災訓練がある意味では、住民の方々、それから、警察、国土交通省、そして私どもの民生委員さんや私どもの職員も含めて、総合的な訓練が今必要になってくるのではないのかということで、この11月に私はいつも議会の答弁で必ず参考になっている本がございまして、これは小千谷市の元小千谷市長の関さんという方の書いた本が、あの中越地震災害の体験に基づいた本というのは、すばらしい本でございまして、彼はもう引退していますけれども、ぜひ訓子府の防災会議というか、防災講演会に来ていただきたい。彼はもうだいぶ高齢ですけれども、そういう私どもの要請に応じて、元市長自らが来るということで、11月に防災講演会を開催する。これについてもできるだけ多くの町民の方に参加していただきながら、自治体が、あるいはそれぞれの町内会や実践会等の役割、そして、それぞれの福祉関係の委員さんやそして住民自身がやるべきことをもう1回総合的に学ぼうということを含めて、少しずつ前に進めるように一層強固なものにしていくための準備を着々と進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、河端芳恵君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日は、時間延長も含めて進めてまいりましたが、本日の会議は、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集をお願いいたします。

ご苦勞様でございました。

散会 午後 4時17分